

【震災対策編】

第1章 災害予防計画

第1節 地震に強いまちづくり

第1 基本方針

町及び県内における構造物、施設等について、防災基本計画によるほか、地震防災対策強化地域においては地震防災基本計画、南海トラフ地震防災対策推進地域においては南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、地震防災に関する措置を実施し、耐震性の確保を図る。

また、首都直下地震緊急対策区域においては首都直下地震緊急対策推進基本計画に基づき、地震防災に関する措置を実施し、耐震性の確保を図る。なお、首都直下地震に関する防災対策に関して、切迫性の高いマグニチュード7クラスの地震は、当面の対応を要する地震として対策を推進するものとし、当面発生する可能性は低いと考えられるマグニチュード8クラスの地震は、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、長期的な対応を要する地震として対策を推進するものとする。特に、マグニチュード7クラスの地震については、様々なタイプが考えられ、どこで発生するかは分からないことに留意し、県及び市町村の被害が最大となるよう想定を行うものとする。

また、地震防災緊急事業五箇年計画等を作成し、それに基づく事業を推進するとともに、地域の特性に配慮しつつ、地震に強い県づくり、市町村づくりを図る。

防災施設の整備にあたっては、大規模地震を考慮し、効果的かつ重点的な予防対策の推進を図るとともに、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮するものとする。

第2 主な取組み

- 1 施設等への耐震性の確保や町域保全機能の増進等により、地震に強い町域を形成する。
- 2 地震に強い都市構造の形成及び建築物の安全化、ライフライン施設等の機能の確保等、地震に強いまちづくりを推進する。

第3 計画の内容

1 地震に強い地域づくり

(1) 現状及び課題

当町は糸魚川－静岡構造線の上に位置し、急しゅんな地形、もろい地質とあいまって地震による大きな被害が懸念されることから、地震災害に強い安全な町域の形成に取り組む必要がある。

(2) 実施計画

ア 総合的・広域的な計画の作成に際しては、地震災害から町域及び町民の生命・身体、財産を保護することに十分配慮する。

イ 基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計や代替性を確保するための道路ネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、

各交通・通信施設の間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。

ウ 地すべり、崖崩れ防止等による土砂災害対策の推進及び、森林等の町域保全機能の維持推進を図るとともに、構造物、施設等の耐震性の確保に努める。

エ 東海地震、南海トラフ地震及び地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震について、国が策定した地震防災戦略等を踏まえ、減災目標及び地震防災対策の実施目標を策定し、関係機関及び町民等と一体となった効果的、効率的な地震防災対策を推進する。

オ 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

2 地震に強いまちづくり

(1) 現状及び課題

少子高齢化や危険地域への居住地の拡大、ライフライン等への依存度の増大により地震の及ぼす被害は多様化し、地震に強い都市構造及び建築物の安全化、ライフライン施設の耐震化に配慮したまちづくりが必要となっている。

(2) 実施計画

ア 地震に強い都市構造の形成

(ア) 広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点を経て、各指定避難所への支援物資を届けるための緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化等、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

(イ) 幹線道路や都市公園、河川等骨格的な都市基盤の整備等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化等により、地震に強い都市構造の形成を図る。

なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。

(ウ) 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導體制の整備を強化する。

(エ) 立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を

定める防災指針を位置付けるものとする。

イ 建築物等の安全化

- (ア) 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、耐震性の確保に努める。
特に、町有施設のうち、多数の者が利用する学校や防災上重要な拠点となる公共施設等について、計画的な耐震化を推進するとともに、構造躯体の耐震化に合わせ、天井や建具等の非構造部材や建築設備の耐震改修に努める。
- (イ) 建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守等の指導に努める。
- (ウ) 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。
- (エ) 建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。
- (オ) 道路に隣接するブロック塀を、生垣等の倒壊の危険性の少ないものへの変更を誘導する。
- (カ) 災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。
- (キ) 指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

ウ ライフライン施設等の機能の確保

- (ア) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設や廃棄物処理施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。
特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進めるものとする。
また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。
- (イ) ライフライン事業者は、災害時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。
- (ウ) コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとと

もに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。

エ 地質、地盤の安全確保

- (ア) 施設の設置にあたっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。
- (イ) 個人住宅等の小規模建築物についても、地質、地盤に対応した基礎構造等について普及を図る。
- (ウ) 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

オ 危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災の原因となる恐れのある薬品を管理する施設、ボイラー施設等について、耐震性の確保や緩衝地帯の整備を図るとともに、防災訓練の積極的な実施を促進する。

カ 災害応急対策等への備え

- (ア) 被災時の対応を迅速かつ的確に行うための備えを平常時より十分行い、職員及び町民個々人の防災力の向上を図るとともに、人的ネットワークの構築を図る。
- (イ) 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄等の防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。
- (ウ) 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるよう努める。
また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。
- (エ) 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援助物資の管理・輸送等）についての協定締結に努める。輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。
- (オ) 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。
- (カ) 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。
- (キ) 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

- (ク) 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

第2節 情報の収集・連絡体制計画

第1 基本方針

災害時には各機関ができる限り早期に的確な対策を講じることが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

町、県、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備と、情報を伝達する通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努め、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てる。

第2 主な取組み

- 1 防災関係機関は、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 2 町・県は、防災関連情報のデータベース化を図り、防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努める。
- 3 情報伝達手段の多ルート化を推進する。

第3 計画の内容

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性、確実性が求められる。町、県、防災関係機関は、災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、相互の連絡を緊密にするよう努めることが必要である。

(2) 実施計画

- ア 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施することとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者、目標時間等を定めておく。
- イ 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。
- ウ 公共施設（学校、公民館等）を情報通信の拠点としたネットワークの活用を図る。
- エ 「防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。
- オ 雨量情報、土砂災害警戒情報及び長野県河川砂防情報ステーション等の情報収集に努め、また、県、町民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。
- カ 意見聴取・連絡調整のため、災害対策本部等に関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。
- キ 発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）等の氏名等の公表や安否情報の収集・精査を行う場合に備え、県等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。

2 情報の分析整理

町・県は平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積、情報形式の標準化に努めるとともに、パソコンネットワーク等の活用により災害情報等の共有化と町民への周知を図る。

また、これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用等を図り、被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するほか、総合的な防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努める。

3 通信手段の確保

(1) 現状及び課題

過去の災害時においては、情報通信施設が被災し、情報通信が困難になったり、使用不能となるケースがあった。災害対策において、情報収集は欠かせない前提条件であり、情報通信手段を多ルートで設定することが求められる。

(2) 実施計画

ア 防災行政無線については、機器の定期的な検査等を行い円滑な通信の確保を図る。

イ 非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所への設置を図る。

ウ 災害時にアマチュア無線局の協力により、情報の提供が得られる体制を構築するよう努める。

エ 災害時を想定した非常通信訓練を行う。

オ 衛星携帯電話、MCA移動無線、公共安全LTE（PS-LTE）等の移動系の応急対策機器の整備を図る。

カ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）、災害情報共有システム（Lアラート）その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努める。

キ 東日本電信電話㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。

また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努めるものとする。

また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用方法
第3節	活動体制計画	第1章 13	「風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記 を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に
第4節	広域相互応援計画	第1章 16	

第5節 救助・救急・医療計画

本節に定めのない事項については、風水害対策編第1章第6節「救助・救急・医療計画」を準用する。(風水害対策編参照ページ18)

1 医療機関の耐震化等

(1) 現状及び課題

医療機関の耐震構造の強化については、各医療機関の管理者が常に点検整備等を行い、耐震化に努めるものとしている。

町内の医療機関の中には、施設の老朽化が進んでいるものがあり、特に大規模地震の際に本来の機能が果たせるかどうかといった検討も必要となっている。

(2) 実施計画

ア 定期的な建物診断を実施し、当該建築物の管理の徹底を図るものとする。

イ 耐震診断等の結果により、耐震化工事の必要な建築物については、計画的かつ速やかに当該工事を実施するものとする。

ウ 医療機関は、災害が生じた場合、入院患者の安全を確保すると同時に、被災者の治療等の後方医療機関としての役割を担うこととなるため、常に施設の点検整備を行い、耐震化に努めるものとする。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用方法
第6節	消防・水防活動計画	第1章 25	「風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記 を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に
第7節	要配慮者支援計画	第1章 30	
第8節	緊急輸送計画	第1章 42	

第9節 障害物の処理計画

(振興課)

第1 基本方針

道路の法面や沿道建築物の崩壊、河川の決壊、街路樹、電柱等の倒壊、流倒木等により、道路は通行が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、応急復旧活動を実施するための人員、資機材等の輸送が円滑に行われるよう、応急対策について関係機関と事前に協議する等災害の発生に備える。

第2 主な取組み

- 1 各種施設などの所有者又は管理者は、これら施設等の倒壊を未然に防止するための定期点検を行い、その結果に基づき、耐震のための適時適切な措置をとる。
- 2 応急対策に必要な専門技術者を確保する体制の整備を図る。
- 3 放置車両や立ち往生車両を含む障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。

第3 計画の内容

(1) 現状及び課題

放置車両や立ち往生車両を含む障害物の除去に当たっては、レッカー車、クレーン車、チェーンソー等、各種機械とともに操作員が必要であるため、あらかじめこれらの要員を確保する必要がある。

緊急輸送路として確保すべき町道、農道、林道等の障害物除去体制について関係機関と事前に対応を検討する。

(2) 実施計画

- ア 緊急輸送路とされている基幹町道等について、速やかな障害物除去体制の整備を事前に検討する。
- イ 災害発生時に予想される障害物の所有者及び関係機関と事前に対応を協議する。
- ウ 北アルプス森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備する。
- エ 池田町建設業組合等との「災害時における復旧協力に関する協定」に基づき、災害時の障害物等の迅速な応急対策体制を確立しておく。
- オ レッカー車、クレーン車等を保有する業者と、各種特殊車両操作員の状況を把握し、災害時における協力を要請する。
- カ 応急対策等による排除物件の保管場所を確保する。
- キ 集積、処分場所について、地権者・管理者等と協議し、あらかじめ選定する。
- ク 住民は、自己の所有又は管理する施設、設備等について、定期的な点検を行い、工作物の倒壊等を未然に防止する。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用方法
第10節	避難の受入活動計画	第1章 46	<p>「風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に
第11節	孤立防止対策	第1章 57	
第12節	食料品等の備蓄・調達計画	第1章 61	
第13節	給水計画	第1章 64	
第14節	生活必需品の備蓄・調達計画	第1章 66	
第15節	危険物施設等災害予防計画	第1章 68	
第16節	電気施設災害予防計画	第1章 72	
第17節	上水道施設災害予防計画	第1章 74	

第18節 下水道施設災害予防計画

(振興課)

本節に定めのない事項については、風水害対策編第1章第19節「下水道施設災害予防計画」を準用する。(風水害対策編参照ページ66)

1 新耐震基準に基づく施設整備

- (1) 重要な管渠及び処理場施設のうち、地盤が軟弱な地域に設置されているもの、老朽化の著しいものから重点的に調査を実施し、必要に応じて補強等の対策を講ずる。
- (2) 新たに建設する管渠、処理場施設については、土質調査等を実施し、新耐震基準に適合した耐震対策を講ずる。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用方法
第19節	通信・放送施設災害予防計画	第1章 78	<p>「風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に
第20節	災害広報計画	第1章 82	
第21節	土砂災害等の災害予防計画	第1章 84	
第22節	防災都市計画	第1章 88	

第23節 建築物災害予防計画

(振興課・教育委員会)

第1 基本方針

地震による建築物の被害を最小限に抑え、町民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐震性を確保し安全性の向上を図る。

第2 主な取組み

- 1 建築基準法の現行耐震基準（昭和56年）以前に建築された建築物について、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。
- 2 建築物からの落下物やブロック塀等屋外構造物の倒壊等による被害の防止対策を講ずる。
- 3 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

第3 計画の内容

1 公共建築物

(1) 現状及び課題

公共建築物の中には災害発生後、復旧活動の拠点となるものや、要配慮者が利用する建築物も多いことから、特に耐震性が要求される。これらの中には昭和56年以前に建築された建築物もあり、今後、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。また、地震による被害の軽減を図るため、緊急地震速報を有効に活用できる体制を構築する。

(2) 実施計画

ア 町有施設の耐震診断及び耐震改修の実施

庁舎、社会福祉施設、病院、住宅、保育園、学校等で、昭和56年以前に建築された建築物は、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。

イ 耐震診断・耐震改修のための推進

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、耐震診断・耐震改修の推進を図る。

ウ 防火管理者の設置

病院、学校、保育園等で消防法第8条により定められた防火対象物については、防火管理者を選任し火災予防等に努める。

エ 耐震改修計画の策定

昭和56年以前に建築された建築物等について、耐震化を推進する計画を策定し、速やかに耐震化等の施策を講ずる。

オ 緊急地震速報の活用

町が管理、運営する施設の管理者は、緊急地震速報を受信した際の対応行

動について、あらかじめ明確にしておくとともに、定期的に訓練を実施するよう努める。

2 一般建築物

(1) 現状及び課題

昭和56年以前に建築された建築物は、比較的耐震性に乏しく、倒壊等の恐れがあるので、耐震診断・耐震改修を実施し、地震に対する安全性の向上を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 耐震診断・耐震改修のための支援措置

(ア) 住宅及び町長が指定した民間の避難施設について、県との連携を図り耐震診断への助成を行う。

(イ) 賃貸を除く戸建住宅及び共同住宅について、県と連携を図り耐震改修への助成を行う。

(ウ) 崖地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図る。

イ 建築物の所有者等が実施する計画

(ア) 必要に応じて耐震診断を実施し、耐震改修を行うとともに、建築物の適正な維持保全に努める。

(イ) 「わが家の耐震診断表」を利用し、住宅の自己診断を実施する。

(ウ) 地震保険や共済制度は、住宅再建に有効な手段であることから、これらの制度の活用を図る。

3 落下物・ブロック塀等

(1) 現状及び課題

建築物の外壁タイル、窓ガラス等の落下、ブロック塀等屋外構造物の倒壊及び広告看板や自動販売機等の屋外設置物の落下・転倒に伴う人的、物的被害を防止する必要がある。

(2) 実施計画

ア 屋外構造物、屋外設置物、落下物及びブロック塀等の安全対策について、普及・啓発を図るため広報活動を行う。

イ 町民は、外壁タイル及びブロック塀等の状態を点検し、必要に応じて修繕、補強等を行う。

ウ 町民は、地域における屋外構造物及び屋外設置物の状態をあらかじめ把握し、被害の防止対策について検討を行うとともに対策を講じるものとする

4 文化財

(1) 現状及び課題

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを

指定し保護しており、貴重な国民的財産として次世代に継承していくことが必要である。

また、建築物等については、ほとんどが木造であるため、震災等の災害対策とともに防火対策に重点を置き、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図るとともに、併せて見学者の生命・身体の安全に十分留意する。

また、建造物内には未指定の美術工芸品や文書等の文化財が存在している場合が多いため、その把握に努め、被災した文化財に対する応急措置に備えておくことが必要である。

(2) 実施計画

教育委員会は、文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項に留意し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図るものとする。

- ア 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導・助言を行うものとする。
- イ 防災施設の設置促進を図るとともに、設置に対する助成を行うものとする。
- ウ 所有者は防災管理体制及び防災施設を整備し、自衛消防隊の確立を図る。
- エ 区域内の文化財の所在の把握に努めるものとする。
- オ 建造物内にある文化財の把握に努めるものとする。

第24節 道路及び橋梁災害予防計画

(振興課)

第1 基本方針

震災時に生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等に妨げにならないよう、地震に強い道路及び橋梁づくりを行うにあたり構造物・施設等の耐震性を確保する必要がある。

構造物・施設等は一般的な地震動（供用期間中に1～2度程度発生する確率の地震）に際して機能に重大な支障が生じないことを目標に設計する。

道路及び橋梁等の基幹的な交通確保施設の整備にあたっては地震防災緊急事業五箇年計画等に基づきネットワークを充実させ、震災に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を行う。震災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。

第2 主な取組み

- 1 災害対策としての道路網の整備は、国・県・町道等の主要幹線道路の整備と生活道路の機能確保という二面から道路、橋梁の耐震性を確保する。
- 2 震災後の応急活動・復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整える。

第3 計画の内容

1 道路及び橋梁の耐震性の整備

(1) 現状及び課題

大地震の発生に伴い、道路は法面崩壊、路肩決壊、路面陥没・隆起・亀裂、橋梁・トンネル等構造物の破損、電柱等の倒壊、地下埋設物の破損、沿道建築物の落下倒壊等によって通行が不能・困難な状態になると予想される。このため道路管理者及び警察等関係機関は、道路、道路施設及び橋梁について耐震性の強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

- ア 落石等の危険箇所点検に基づき、緊急度の高い箇所から順次整備する。
- イ 橋梁の危険箇所点検に基づき、緊急度の高い橋梁から順次耐震補強を実施する。

2 関係団体との協力体制の整備

(1) 現状及び課題

大地震が発生し、道路、道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は道路管理者及び警察単独では対応が遅れる恐れがある。このため震災後の応急活動及び復旧

活動に関し、関係機関において相互応援の協定を締結し、平常時より連携を強化する。また、応急復旧のために協定を締結した建設業協会等と事前に調整を図り、交通の確保に努める。

各道路管理者、関係機関及び県は災害時の道路規制情報等について、情報共有できる体制の整備を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア 関係機関において、それぞれ必要な相互応援の協定を締結し、平常時より連携を強化する。

イ 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

第25節 河川施設等災害予防計画

(振興課)

第1 基本方針

河川施設等は、地震の発生に伴い破堤等につながるものが想定されるため、安全性の向上を図るとともに、耐震点検、整備等を行い安全の確保に努める。

第2 主な取組み

- 1 堤防等の耐震点検を行い、耐震性の不十分なものは安全性の向上を図るため施設の補強を行う。
- 2 ダム施設等に関して、定期点検を行い適切な維持管理に努める。
- 3 出水時の的確な情報収集や情報提供に努める

第3 計画の内容

1 河川施設の災害予防

(1) 現状及び課題

地震による河川の被害は、河川堤防の亀裂・沈下・法面のはらみ・崩れ等があり、さらにこれらに伴う護岸・水門・樋門・橋梁等のコンクリート構造物の亀裂や沈下が予想される。特に洪水時に地震が発生した場合には、堤体の地震に対する安全度が低下し、破堤につながる恐れがある。洪水時に破堤した場合に背後地に甚大な被害を及ぼす河川等について耐震点検を行い、安全性を向上させる。

(2) 実施計画

それぞれの施設整備計画により、河川管理施設の耐震性を向上させる。

2 ダム施設の災害予防

(1) 現状及び課題

ダム施設においては、河川管理施設等構造令及び各種基準により、構造計算に用いる設計震度が定められ、これに基づき設計されている。また、完成ダムでは定期的に点検整備を行っている。

我が国では、過去に多くの地震が発生しているが、ダム機能に影響するような被害を受けたことはない。

(2) 実施計画

ダム管理者は、地震等の発生によりダムの基礎地盤で25ガル以上を観測した場合、又はダム地点近傍の地震観測所で震度4以上を観測した場合の臨時点検を実施していることから、町は、町域に影響を及ぼす恐れのある地震が発生した場合は、速やかにダム管理者に対しダムの状況等について報告を求

め、速やかに町民へ伝達するとともに、必要のある場合には、対象地区に対して避難指示等の措置を実施する。

第26節 農林水産物災害予防計画

(振興課)

第1 基本方針

地震による農林水産関係の被害は、温室、畜舎、きのこと栽培施設、果樹や支柱、養魚場等生産施設の損壊や農産物集出荷・貯蔵施設、立木の倒壊、製材施設、農林水産物処理加工施設等の損壊が予想される。また、施設等の被害に伴い、農林水産物の減収や家畜・水産物の死亡被害等も予想される。このため、予防技術対策の充実及び森林整備、生産・流通・加工施設の安全性の確保等を推進する。

また、新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするため、機械・施設の固定や工法の検討を行う等、安全対策を指導する。

第2 主な取組み

- 1 農業協同組合等と連携して、農業者に対して生産施設、農産物の集出荷・貯蔵施設等の安全性の確保について指導徹底を図る。
- 2 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針及び町森林整備計画に基づき、森林整備を実施するとともに、森林組合等関係機関と連携のもと、安全パトロールを実施する。

第3 計画の内容

1 農水畜産物の災害予防計画

(1) 現状及び課題

集出荷・貯蔵施設等においては、建築後、年数の経過に伴い耐震性が劣る施設も見受けられることから、施設の補強、更新又は廃止等を促進するとともに、施設管理者等による耐震診断・補強工事が求められる。

(2) 実施計画

ア 農業農村支援センター、農業協同組合等と連携して、町農業技術者連絡協議会等を通じて予防技術の普及徹底を図る。

イ 町民が実施する計画

(ア) 生産施設等における補強工事等を実施し、施設の安全性を確保する。

(イ) 新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに被害を最小限にするための安全対策に努める。

2 林産物の災害予防計画

(1) 現状及び課題

立木の倒壊防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るととも

に、壮齢期の森林にあっては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導する必要がある。

また、林産物の生産、流通、加工施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、機械、施設を固定する等安全対策を普及する必要がある。

(2) 実施計画

ア 町森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進する。

イ 県、森林組合等関係機関と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言するものとする。

ウ 町民が実施する計画

(ア) 町等が計画的に行う森林整備に協力する。

(イ) 施設の補強等対策の実施に努める。

第27節 積雪期の地震災害予防計画

第1 基本方針

積雪期の地震は、他の季節の地震に比較して、より大きな被害を及ぼすことが予想されるため、町、県及び防災関係機関は、除雪体制の強化、雪崩危険箇所の雪崩防止施設の整備、屋根雪処理等の家屋倒壊の防止、避難体制の整備等、総合的な雪に強いまちづくりを推進するものとし、積雪期の地震被害の軽減を図る。

第2 主な取組み

- 1 地域の特性に配慮しつつ、積雪期の地震に強いまちづくりを進める。
- 2 冬期の道路交通を確保するため、迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。
- 3 ヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。
- 4 雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施する。
- 5 建築物の所有者に対し、安全対策の推進について周知を図るとともに、雪下ろし作業が軽減される住宅の普及を図る。
- 6 積雪時の地震、火災発生時における消防活動の確保に努める。
- 7 積雪時においても町民が円滑に避難することができるよう、避難場所及び避難路の確保等を図る。
- 8 冬期の災害に対処できる備蓄品等の確保に努める。
- 9 観光客の避難・救助等の対策について計画の策定に努める

第3 計画の内容

1 雪対策の推進

(1) 現状及び課題

積雪期の地震の災害予防は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等の雪害予防対策の総合的、継続的な推進により確立されるものである。

(2) 実施計画

町地域防災計画（雪害対策編）等に基づき、各防災関係機関が緊密に連携し、総合的かつ具体的な雪害予防対策を推進する。

2 道路交通の確保

(1) 現状及び課題

積雪期の地震においては、土砂崩れ等に加え、雪崩が発生し、道路交通に支障が生じる恐れがあるため、町、県、関係機関は除雪機械及び要員の増強を図り、除雪体制の強化に努めることが重要である。

(2) 実施計画

ア 町は、各計画の定めるところにより除雪体制を整備し、地震時には道路交通を迅速に回復し、道路機能の確保を図る。

- イ 町民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪を呼びかけ協力を得る。
- ウ 地震時には通常の除雪を実施することが困難となることが想定されるため、住宅の周辺について自主防災組織、町民の協力を得て、自力による除雪又は圧雪による避難路の確保に努める。

3 航空輸送の確保

(1) 現状及び課題

積雪期の地震による道路交通の一時的な途絶や、孤立集落の発生等が考えられる。このため、孤立集落に対するヘリコプターによる航空輸送の確保を図ることが重要である。

(2) 実施計画

孤立が予想される集落のヘリポートの確保を促進するとともに、緊急時のヘリポート（場外離発着場を含む。）の除雪・圧雪体制を整備する。

4 雪害予防計画

(1) 現状及び課題

積雪地帯で発生する雪崩の被害を防止するため、雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施することが重要である。

(2) 実施計画

近隣住民に対し、雪崩危険箇所の周知を図るとともに、雪崩対策事業の推進を図る。

5 家屋倒壊の防止

(1) 現状及び課題

建築基準法施行細則第9条で指定された多雪区域の建築物の所有者等に対し、建築物の安全対策の推進について、周知及び指導を行うことが重要である。

(2) 実施計画

ア 建築物の雪害防止のための指導及び啓発を行う。

イ 地域の実情に応じて雪に強い住宅の普及、市街地形成の誘導等を進める。

ウ 建築物の所有者等が実施する計画

(ア) 建築基準法第12条第1項に規定する旅館、ホテル、物品販売店舗等多数の者が利用する建築物の所有者等は、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告を行い、建築物の安全性の確保に努める。

(イ) 適時、雪下ろし等を行い、建築物の安全性の確保に努める。

6 消防活動の確保

(1) 現状及び課題

積雪時に地震火災が発生すると、積雪により消防活動が制約されることが予想される。このため、各消防機関は消防水利の確保と消防施設・設備の充実を図り、積雪時の地震火災における消防活動の確保に努める必要がある。

(2) 実施計画

関係機関と連携を図り、消防活動に支障が生じないように調整を行う。

7 避難場所及び避難路の確保

(1) 基本方針

積雪時において地震が発生した場合、町民が円滑に避難することができるよう避難場所及び避難路の確保等を図ることが重要である。

(2) 実施計画

ア 積雪及び堆雪に配慮した体系的な街路の整備に努める。

イ 小型除雪車両の増強による歩道除雪を推進する。

ウ 機械による除排雪が困難な、人家連たん地域や冬期交通のあい路となる箇所においては、重点的な消融雪施設等の整備を図る。

エ 地域の人口及び地形、雪崩等の危険性、施設の耐震性・耐雪性等を考慮し、避難場所をあらかじめ指定する。

オ 避難誘導のための標識は、町民が安全に避難場所に到達することができるよう、降積雪の影響を考慮して設置する。

8 寒冷対策の推進

(1) 現状及び課題

豪雪時には、積雪の影響による長期間の停電やライフラインの停止、又は、雪崩災害等により、避難が必要となる場合がある。

寒冷期間においては、避難施設では暖房が必要になる等、冬期の災害に対応できる備蓄品等を整えることが重要である。

(2) 実施計画

ア 町は、避難施設における暖房等の需要の増加が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、雪上車等）の備蓄に努める。

イ 電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

ウ 積雪のため応急仮設住宅の早期着工が困難となることが想定されるため、積雪の状況により長期避難が必要な場合は、避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

第28節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

(振興課)

第1 基本方針

災害発生時に被害を最小限に抑えるためには、予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、関係機関の平常時からの体制の整備が不可欠であることから、これに対する予防対策をあらかじめ講ずる必要がある。

第2 主な取組み

- 1 構築物等や危険物等に係る二次災害防止のための措置を講ずる。
- 2 災害発生時の流木発生等を予測した対策を検討する。
- 3 土砂災害危険箇所の把握、緊急点検体制の整備に努める。

第3 計画の内容

1 構築物や宅地、構造物に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

被災建築物等の倒壊等による危険から町民を守るため、被災建築物等を判定できる資格者を養成する必要がある。

緊急避難路や輸送路としての道路、橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握するとともに、被災箇所の危険度を判定する基準等の整備が必要である。

(2) 実施計画

- ア 重要施設については、あらかじめ位置等を十分把握するとともに、施設の点検作業が速やかに実施できるようあらかじめ体制を整備する。
- イ 被災時に応急危険度判定を行う体制を整備する。

2 危険物施設に係る二次災害防止対策

(1) 現状及び課題

ア 危険物関係

消防法に定める危険物施設における災害発生時の二次災害の発生・拡大を防止するため、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化が必要である。

イ 火薬関係

火薬類取扱施設は、地震による直接的被害よりも地震後の火災による火薬類の誘爆等の二次災害の危険性が高く、爆発等による被害を防止するための危害防止体制の確立が必要である。

ウ 高圧ガス関係

高圧ガス製造施設・貯蔵所・販売所及び消費施設等における災害発生時の対応については、高圧ガス保安法に基づく緊急措置等が定められているが、被害の拡大を防止するため事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制の整備を、一層推進する必要がある。

エ 液化石油ガス関係

液化石油ガスの一般消費先における容器の転倒、流出防止措置の徹底等、災害対策の促進について、液化石油ガス販売業者等に対する指導を徹底する。

また、消費者が適切な措置を行えるよう、消費者に対する啓発が必要である。

オ 毒物劇物関係

毒物・劇物における火災や有毒ガスの発生等の二次災害を予防するため、毒物劇物危害防止規定の作成と、流出等の防止施設の整備及び事故処理剤備蓄体制の充実が必要である。

(2) 実施計画

ア 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施

イ 立入検査の実施等指導の強化

ウ 防災応急対策用資機材等の整備についての指導

エ 自衛消防組織の強化についての指導

オ 近隣の危険物取扱事業所との協定締結の促進等の指導

カ 民間業者等の資機材保有実態の把握

3 河川施設の二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

地震により河川の堤防護岸等に衝撃が加わった後に、余震、降水等が加わった場合、河川施設等に二次的な災害が発生する可能性がある。

また、ダム施設については、過去に地震によりダム機能に直接影響する被害が発生したことはないが、定期的に点検を実施し、適切な維持管理を行っていくことが二次災害防止の観点からも必要である。

(2) 実施計画

ア 河川管理施設の耐震性を向上させるものとする。

イ 現在工事中の箇所及び危険箇所等、二次災害の発生が考えられる箇所を事前に把握しておくものとする。

ウ ダム管理者は、ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し異常がないことを確認する。また、定期点検を行いダム及び貯水池の維持管理に努めるものとする。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のため、それら災害が発生する危険がある箇所(土砂災害危険箇所)をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検実施できるよう体制を整えておく必要がある。

(2) 実施計画

- ア 土砂災害危険箇所の把握
- イ 情報収集体制の整備
- ウ 警戒・避難体制の整備
- エ 緊急点検マニュアルの作成及び点検体制の整備

第29節 防災知識普及計画

(全部局)

第1 基本方針

「自らの命は、自らが守る」が防災の基本であり、町、県及び防災関係機関による対策が有効に機能するためには、食料、飲料水の備蓄など町民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守る行動ができることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される大地震に対処するためには、町民、地域・企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。このため、町、県及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や体系的な教育により町民の防災意識の高揚を図るとともに、防災意識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い町民の育成、地域の総合的な防災力の向上に努める。

第2 主な取組み

- 1 町民等に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。
- 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災意識の普及を図る。
- 3 学校における実践的な防災教育を推進する。
- 4 職員等に対する防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。
- 5 過去に起こった大規模災害の教訓や災害の歴史を後世に伝える。

第3 計画の内容

1 町民等に対する防災知識の普及活動

(1) 現状及び課題

災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対してはどのような配慮が必要か等、災害発生時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い町民を育成することが、被害を最小限にとどめるうえで重要である。

現在も各種の研修、訓練、講演会等の取り組みや、広報活動がされているが、今後は、防災マップ等の作成・配布等の、より実践的な普及活動が必要である。また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。

(2) 実施計画

ア 町民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、町ホームページ、町民向け講座及び各種広報資料等に掲げる啓発活動を行う。

(ア) 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ

- レ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油
- (イ) 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養等についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- (ウ) 地震及び津波に関する一般的知識
- (エ) 警報等や避難指示等の意味や内容
- (オ) 警報等発表時や避難指示・高齢者等避難情報の発令時にとるべき行動
- (カ) 地震発生時の地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）に関する知識
- (キ) 「自らの命は自らが守る」という「自助」の防災意識
- (ク) 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
- (ケ) 地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動、応急手当、避難行動、自動車運転の自粛等様々な条件の下で防災上とるべき行動に関する知識
- (コ) 正確な情報の入手方法
- (サ) 要配慮者に対する配慮
- (シ) 男女のニーズの違いに対する配慮
- (ス) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (セ) 地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (ソ) 地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識
- (タ) 避難生活に関する知識
- (チ) 平常時から町民が実施し得る、概ね3日分の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (ツ) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- (テ) 南海トラフ地震（東海地震を含む）に関する知識
- a 南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、南海トラフ地震臨時情報を気象庁が発表するという知識
- b 南海トラフ地震防災対策推進地域においては、南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合にとるべき行動等の知識
- c 南海トラフ地震防災対策推進地域においては、南海トラフ地震の発生形態には多様性があるという知識
- d 東海地震に係る地震防災対策強化地域においては、東海地震に関連する情報、警戒宣言が発せられた場合にとるべき行動等の知識
- (ト) 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動

- (ナ) 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するよう努める。
- (ニ) 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて
- イ 県所有の地震体験車等を、利用して住民が地震の恐ろしさを身をもって体験し、どのように行動すべきか身をもって体験できる機会を設けるものとする。
- ウ 防災マップ、地区別防災カルテ、防災マニュアル、ハザードマップ等を作成配布し、徹底した情報提供を行う。
- エ 自主防災組織における防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する協力について指導推進する。
- エ 防災マップ、地区別防災カルテの配布にあたっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定するものとする。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知する。
- オ 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアル等の配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により防災教育を実施する。
- カ 町民等の防止意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成促進のため、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信する。
- キ 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止等に関する総合的な知識の普及に努める。
- ク 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。
- ケ 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。
- (3) 自主防災組織等が実施する計画
- 地区別防災カルテ等は、きめ細かな防災情報を掲載するとともに、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応の観点からも、自主防災組織等が作成に参画することが望ましく、自主防災組織等は積極的に地区別防災カルテ等の作成に参画する。
- (4) 町民等が実施する計画
- 各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に関き、次の活動を通じて防災意識を高める。
- ア 避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確認

- イ 発災時の連絡方法等（連絡方法や避難ルールの取決め等）の確認
 - ウ 幼児や高齢者の避難についての役割の確認
 - エ 災害用の非常持出袋の内容、保管場所の確認
 - オ 備蓄食料の試食及び更新
 - カ 負傷の防止や避難路確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
 - キ 地域の防災マップの作成
 - ク 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加
 - ケ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- (5) 報道機関等が実施する計画
報道機関等は、防災知識の普及啓発に努める。
- (6) 企業等が実施する計画
企業等においても、災害発生時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努める。
- (7) 関係機関が実施する計画
消防機関等は、それぞれの普及計画に基づき、住民を対象に応急手当(救急法)の講習会を実施する。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設、旅館・ホテル、商業施設等、不特定多数の者が利用する施設の管理者の発災時の行動の適否は非常に重要である。

したがって、これら防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行う必要がある。

(2) 実施計画

町で管理している防災上重要な施設については、その管理者等に対して、発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

3 学校等における防災教育の推進

(1) 現状及び課題

学校等において、児童生徒等が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に対して強い町民を育成する上で重要である。

そのため、体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行ったうえで、学校等における防災訓練等をより実践的なものにするともに、学級活動等を通して、防災教育を推進する。

(2) 実施計画

- ア 学校等においては、大規模災害にも対処できるよう、関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努める。
- イ 消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。
- ウ 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して次の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つ行動知識等を養う。
 - (ア) 防災知識一般
 - (イ) 避難の際の留意事項
 - (ウ) 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
 - (エ) 具体的な危険箇所
 - (オ) 要配慮者に対する配慮
- エ 教職員向けの指導資料の活用や研修会等の実施により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。

4 職員等に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とはいえない。そこで、防災関係の職員はもちろん、全ての職員に対しても防災知識の普及を図る。

(2) 実施計画

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係職員以外の職員に対しても、次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。

- ア 地震及び津波に関する一般的な知識
- イ 地震発生時の地震動及び津波に関する知識
- ウ 地震が発生した場合に具体的に取り組むべき行動に関する知識
- エ 地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- オ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- カ 今後地震対策として取り組む必要のある課題

5 大規模災害の教訓や災害の歴史の伝承

(1) 現状及び課題

過去に起こった大規模災害の教訓や災害の歴史を確実に後世に伝えていく必要がある。

(2) 実施計画

- ア 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていく

ため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。

また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

さらに、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、町民が災害教訓を伝承する取組を支援する

イ 町民は、自らの災害教訓の伝承に努める。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用方法
第30節	防災訓練計画	第1章 108	<p>「風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に
第31節	災害復旧・復興への備え	第1章 112	
第32節	自主防災組織等の育成に関する計画	第1章 114	
第33節	企業防災に関する計画	第1章 117	
第34節	ボランティア活動の環境整備	第1章 119	
第35節	災害対策基金等積立及び運用計画	第1章 122	

第36節 震災対策に関する調査研究及び観測

第1 基本方針

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、様々な分野からの調査研究が重要となる。

国においては、地震予知研究をはじめ様々な研究が行われているところであるが、近年のライフライン施設への依存度の増大、居住地域の拡大等、災害要因は一層多様化しているため、必要に応じて関係機関と連携し科学的な調査研究を行い、総合的な災害対策の実施を図っているが、さらに最新のデータを用い、科学技術等の進歩に対応し最も有効な手段を活用した調査研究を検討する必要がある。

第2 主な取組み

町、県及び関係機関が協力し、断層及び地質の調査、地震に関する情報の収集整理等を推進する。

第3 計画の内容

1 実施計画

- (1) 地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントを実施し、その結果を計画の中で明らかにする。
- (2) 国、県が行う、観測施設の設置等に積極的に協力し、町内のデータの累積に努める。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用方法
第37節	観光地の災害予防計画	第1章 124	「風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害情報の収集・連絡活動

(全部局)

第1 基本方針

地震が発生し、緊急地震速報を受信した町及び放送事業者は、直ちに住民等への伝達に努めるものとする。

災害が発生した場合、各防災関係機関は直ちに災害時における被害状況の調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行う。調査における調査責任機関、調査報告様式及び連絡ルート等は次による。

第2 活動の内容

1 緊急地震速報の伝達

(1) 伝達体制及び通信施設、設備の充実

緊急地震速報の伝達を受けた町及び放送事業者は、直ちに住民等への伝達ができるように、その伝達体制及び通信施設、設備の充実に努める。

(2) 実施計画

ア 町が実施する対策

伝達を受けた緊急地震速報を住民及び来庁者に直ちに伝達するため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実に努めるものとする。

2 報告の種別

(1) 概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、又は大量の119番通報等異常と思われる事態が発生したときは直ちにその概況を報告する。

(2) 被害中間報告

被害状況を収集し、逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更があった場合は、その都度変更を報告する。

(3) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告する。

3 被害状況等の調査と調査責任機関

被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査にあたっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。

町は、被害が甚大である等により、町において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。

北アルプス地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要と認められる場合は、県危機管理防災課（応援・受援本部）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求める。この場合、県危機管理防災課（応援・受援本部）は必要な職員を速やかに派遣するものとする。

また、町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報収集に特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

町は、特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、町域内で行方不明となっている者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

調査事項	調査責任機関	協力機関
概況速報		関係現地機関
人的及び住家の被害	町、北アルプス広域消防本部	北アルプス地域振興局
高齢者等避難、避難指示等避難状況		
社会福祉施設被害	施設管理者	大町保健福祉事務所
農・畜・水産業被害	町	農業農村支援センター、家畜保健衛生所・食肉衛生検査所・水産試験場・大北農業協同組合
農地、農業用施設被害		北アルプス地域振興局、土地改良区
林業関係被害	町、北アルプス地域振興局、森林管理署	北アルプス森林組合
公共土木施設被害	町、大町建設事務所、地方整備局関係機関	
土砂災害等による被害	町、北陸地方整備局松本砂防事務所、大町建設事務所、犀川砂防事務所	
都市施設被害	町	大町建設事務所
水道施設被害	町	北アルプス地域振興局
廃棄物処理施設被害	町・施設管理者	

感染症関係被害	町	大町保健福祉事務所
医療施設関係被害	施設管理者	大町保健福祉事務所
調査事項	調査責任機関	協力機関
商工関係被害	町	北アルプス地域振興局、 池田町商工会
観光施設被害		北アルプス地域振興局
教育関係被害	設置者、管理者、町	中信教育事務所
県有財産被害	県関係機関	
町有財産被害	町	
公益事業関係被害	通信、電力、 ガス等関係機関	北アルプス地域振興局
警察調査被害	大町警察署	町、警備業協会
火災速報	北アルプス広域消防本部	町
危険物等の事故による被害		
水害等情報	水防関係機関	

4 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、次表のとおりとする。

項目	判定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。
重傷者、軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは、1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みのもの。
住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家全壊 (全焼、全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの。すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住

	家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの、具体的には損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。
一部損壊	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床から上に浸水したもの、及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないもの。
床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したもの。
罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯。
罹災者	罹災世帯の構成員。

5 災害情報の収集・連絡系統等

(1) 報告様式

被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、資料編、03 災害情報の収集・連絡関係、資料 03-1 被害状況報告等のおりとする。

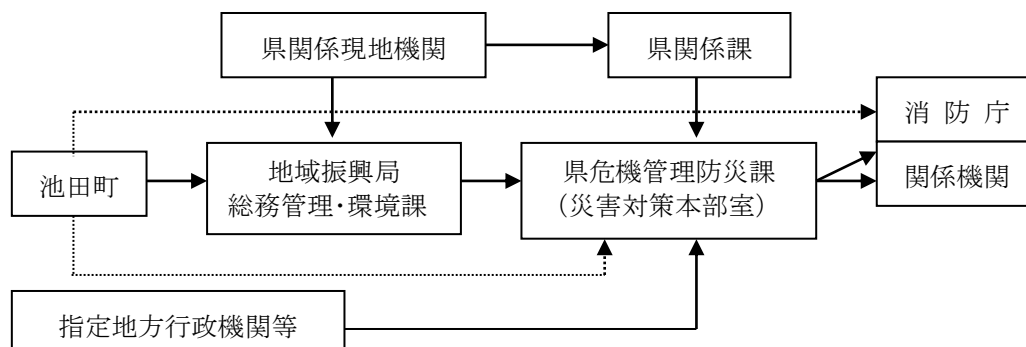
(2) 連絡系統

被害状況等の収集・連絡系統は、次の図によるものとする。

ただし、緊急を有する場合、町は直接県関係課に報告し、その後において北アルプス地域振興局等の機関に報告する。

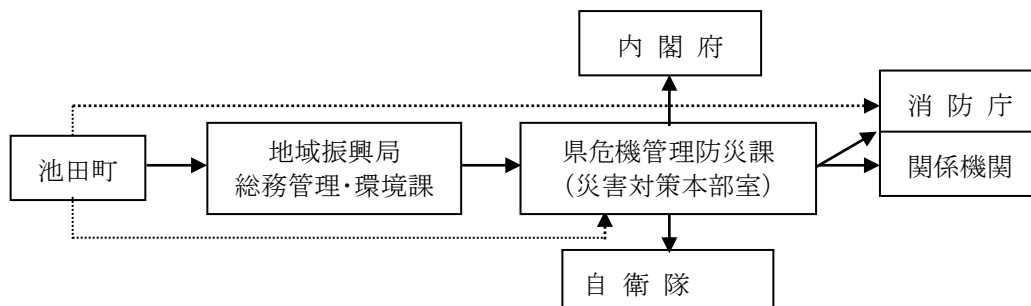
ア 概況速報 (様式第1号)

消防庁への速報は、様式第21号(表21の2)



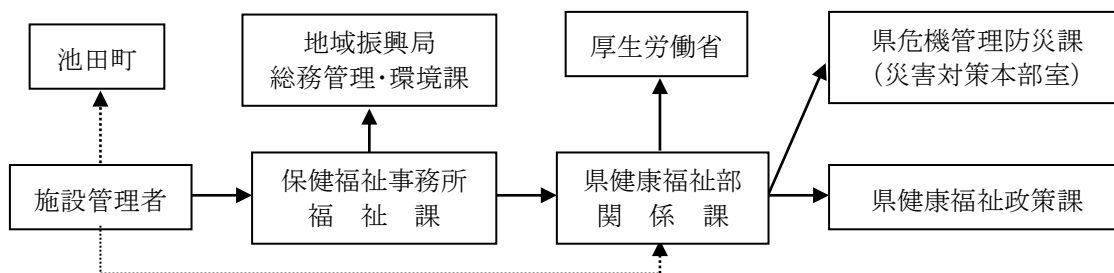
イ 人的及び住家の被害状況報告（様式第2号）

避難指示等避難状況報告（様式第2-1号）



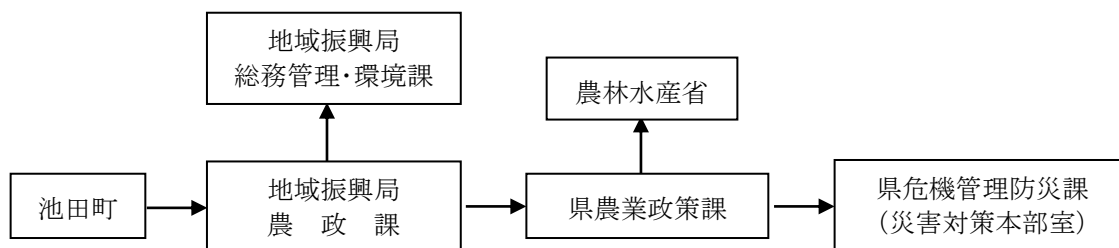
※行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者等の者は外務省）又は県危機管理防災課（災害対策本部）にも連絡する。

ウ 社会福祉施設の被害状況報告（様式第3号）

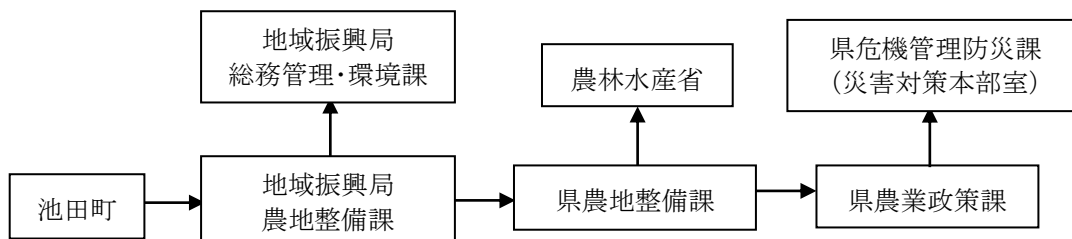


エ 農業関係被害状況報告（様式第5号）

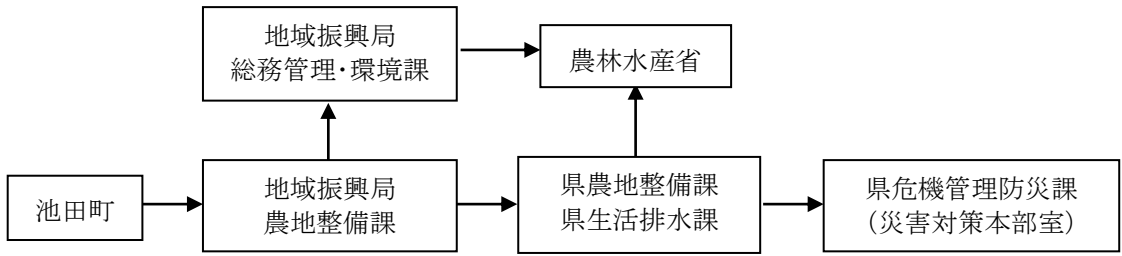
(ア) 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告



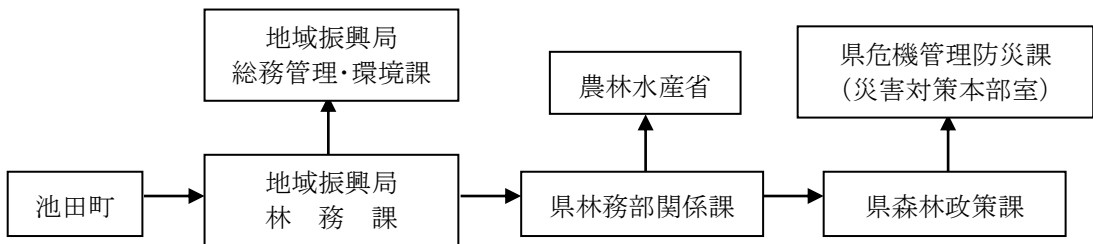
(イ) 農地・農業用施設被害状況報告（農業集落排水施設を除く）



(ウ) 農業集落排水施設被害状況報告

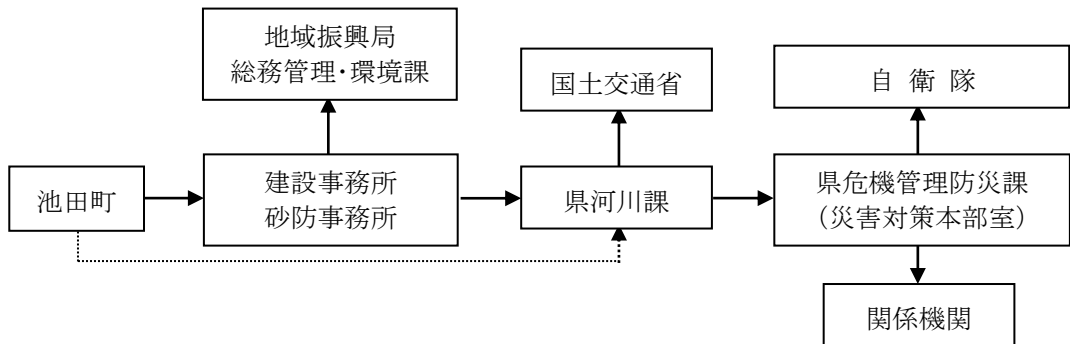


オ 林業関係被害状況報告（様式第6号）

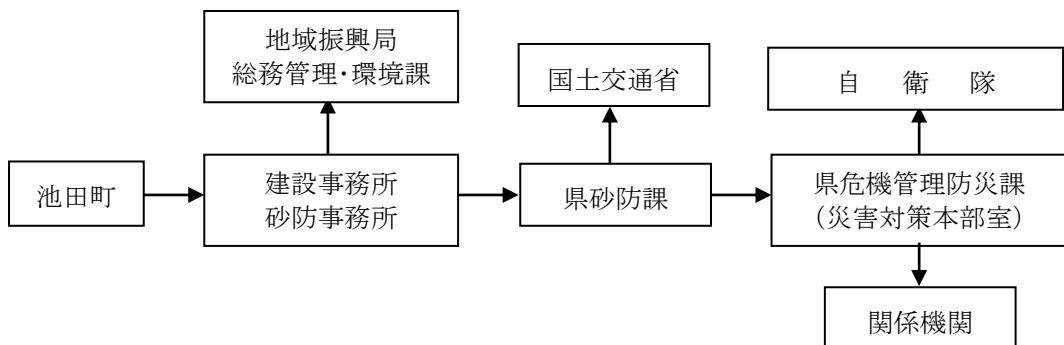


カ 土木関係被害状況報告（様式第7号）

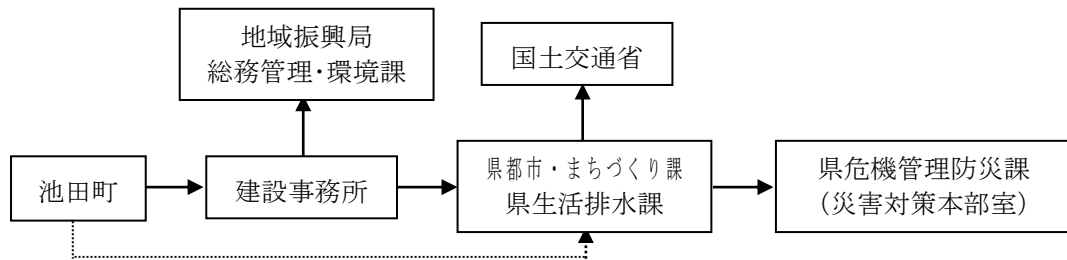
(ア) 公共土木施設被害状況報告等



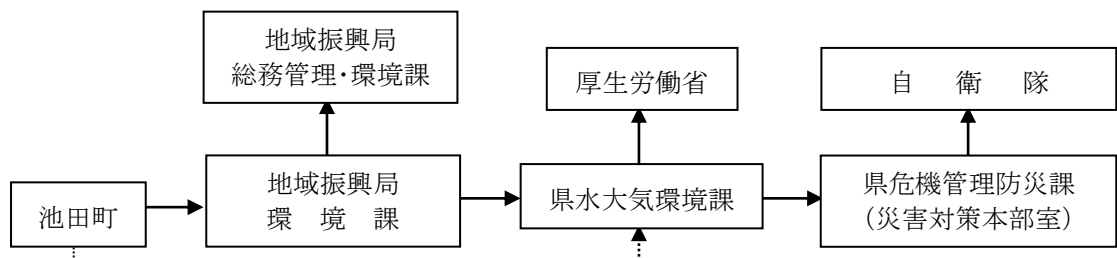
(イ) 土砂災害等による被害報告



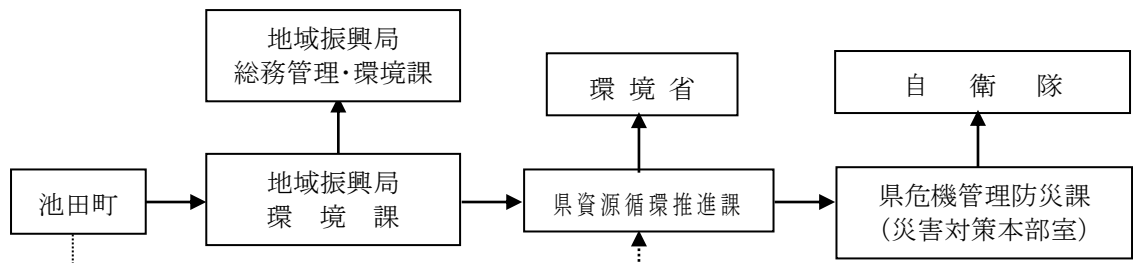
キ 都市施設被害状況報告（様式第8号）



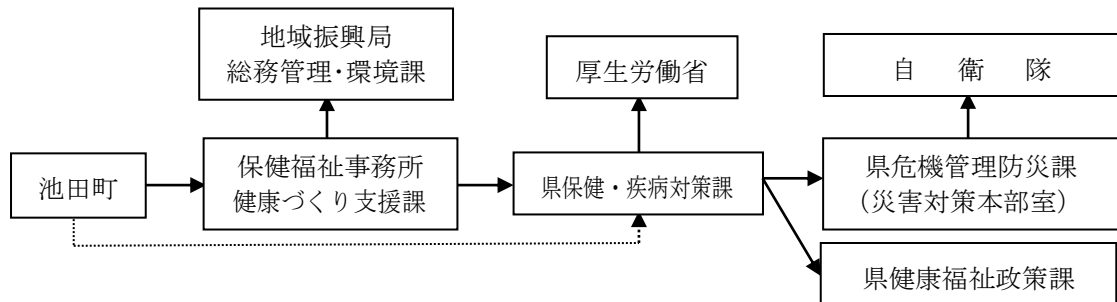
ク 水道施設被害状況報告（様式第9号）



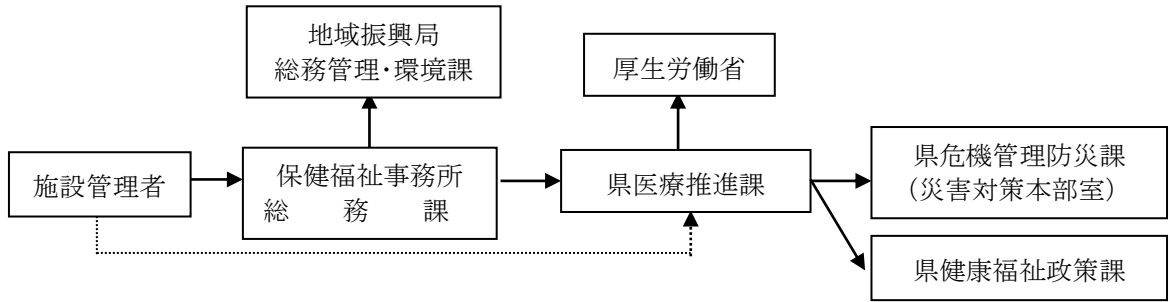
ケ 廃棄物処理施設被害状況報告（様式第10号）



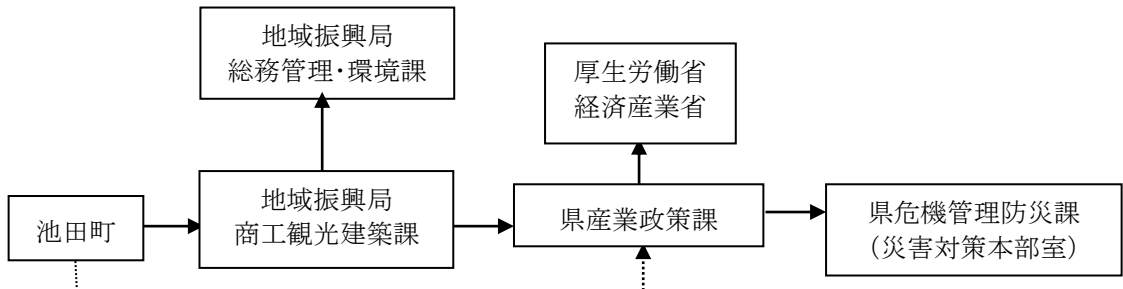
コ 感染症関係報告（様式第11号）



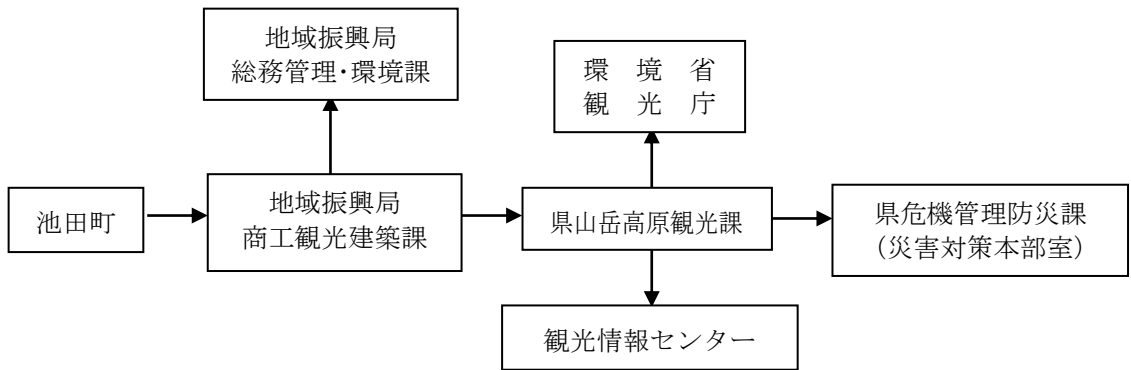
サ 医療施設関係被害状況報告（様式第12号）



シ 商工関係被害状況報告（様式第13号）

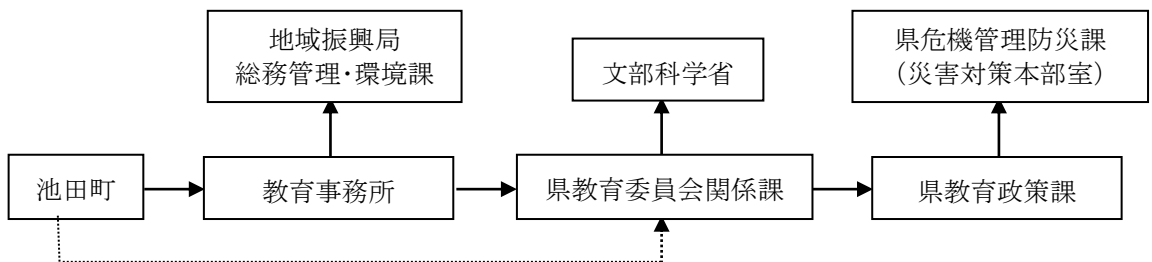


ス 観光施設被害状況報告（様式第14号）

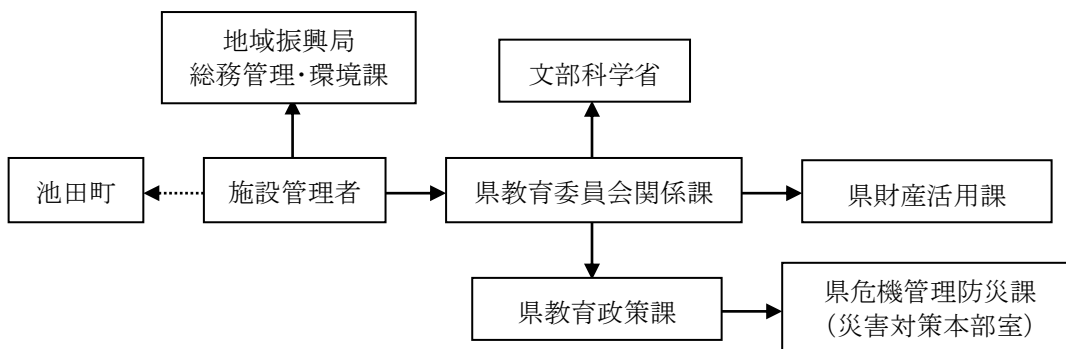


セ 教育関係被害状況報告（様式第15号）

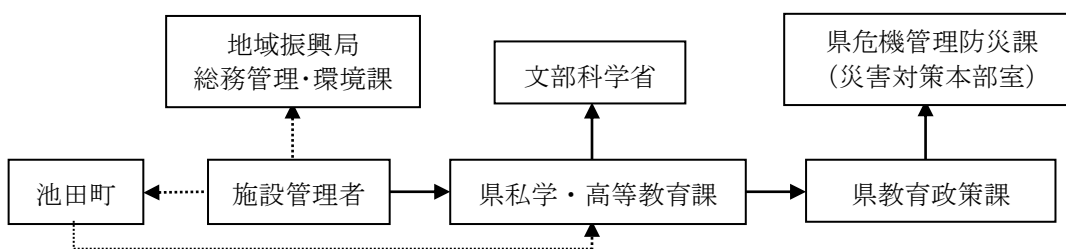
（ア）市町村施設



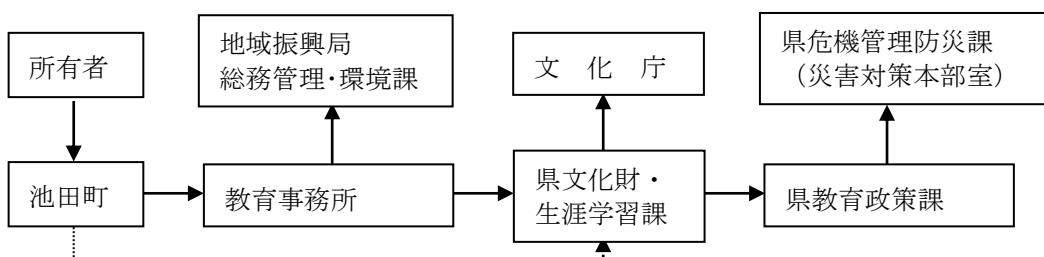
(イ) 県施設



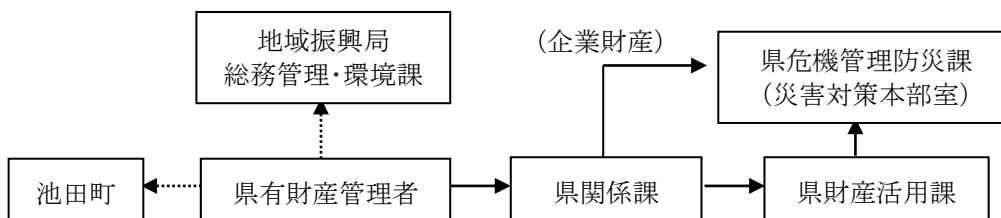
(ウ) 私立施設



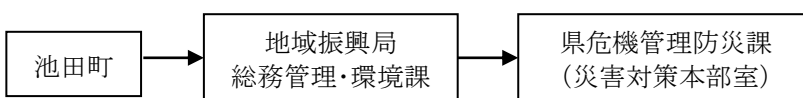
(エ) 文化財



ソ 県有財産（企業財産を含む）被害状況報告（様式第16号）

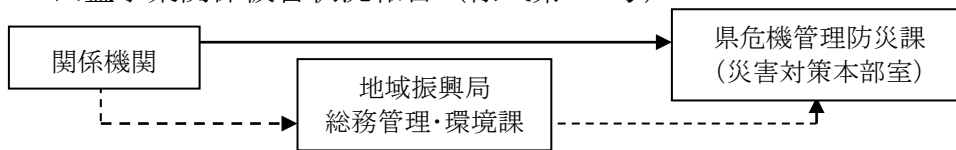


タ 市町村有財産の被害状況報告（様式第17号）



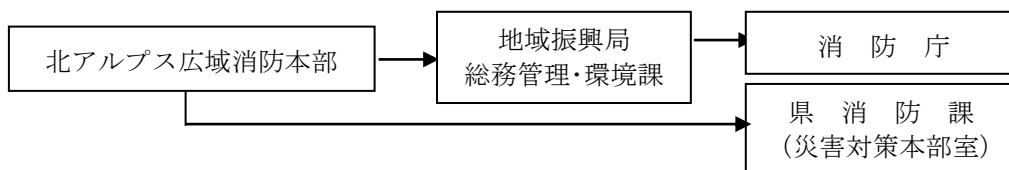
注：他の報告系統に含まれない施設についてのみあげること。

チ 公益事業関係被害状況報告（様式第18号）

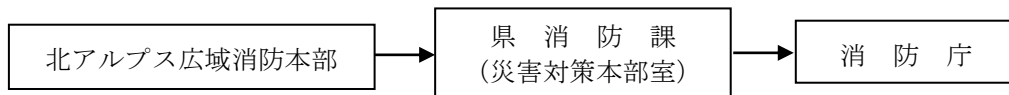


※ 破線は地方事務所への連絡系統が確立されている公益事業関係機関から報告の場合

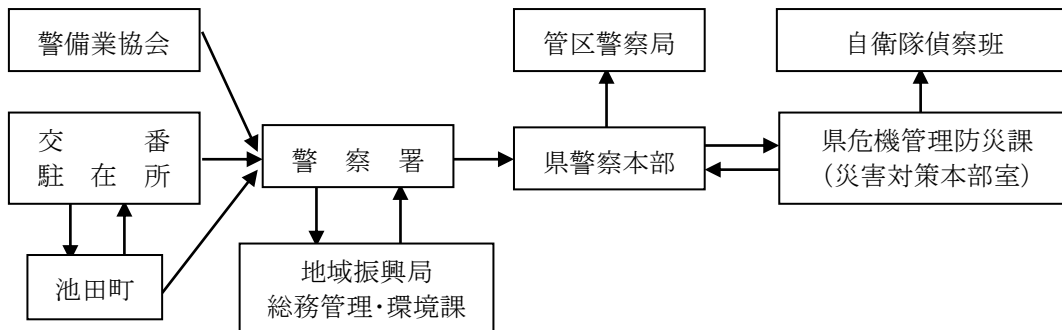
ツ 火災即報



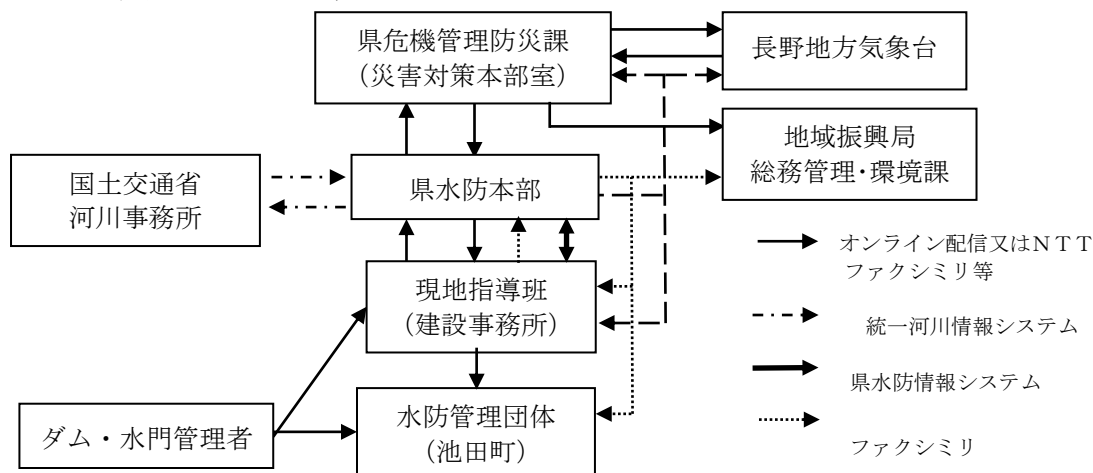
テ 火災等即報（危険物に係る事故）



ト 警察調査被害状況報告（様式第20号）



ナ 水防情報（雨量・水位の通報）



(3) 関係機関における実施事項の概要

関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は次のとおりである。

ア 被害報告等

- (ア) あらかじめ定められた「町地域防災計画」等における情報収集連絡体制をとり、第2の3において市町村が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査のうえ、第2の4に定める様式及び連絡系統により県現地機関等に報告するものとする。なお、火災・災害等即報要領第3直接即報基準に該当する災害が発生した場合は、消防庁に対しても直接報告するものとする。
- (イ) 町における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難と認められる場合は、北アルプス地域振興局長に応援を求める。
- (ウ) 県庁の被災、通信の途絶等により、県関係課との情報連絡がとれない場合は、総務省消防庁に直接被害状況等の連絡を行う。この場合の対象となる被害は、次のとおりとする。
 なお、県への情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常の状態に戻すものとする。
- (エ) 「防災情報システム」が運用開始された際には、被害情報等による関係機関との情報共有に努める。

【 県地域防災計画（抜粋） 】

危機管理防災課は、各課及び関係機関の被害状況等を取りまとめ、速やかに国（総務省消防庁）、その他関係機関に報告するとともに、別節災害広報計画により報道機関に発表する。

- (a) 県において災害対策本部を設置した災害
- (b) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害
- (c) (a)又は(b)に定める災害になる恐れのある災害

なお、国への報告は、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号）により行う消防庁への報告と一体的に行う。

イ 地震情報

気象庁及び長野地方気象台は、地震発生後、地震に関する情報を次のとおり発表・伝達する。

(ア) 緊急地震速報（警報・予報）

緊急地震速報は、地震の発生直後に震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる地震動の警報及び予報である。

県、町、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線（個別受信機を含む）等により住民への伝達を行うものとする。

町は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の町民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

(イ) 緊急地震速報（警報）

最大震度5弱以上の揺れが推定されたときに、震度4以上の揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。一般にはテレビ等を通じて伝えられる。

なお地震に対する特別警報は、震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合に発表される緊急地震速報が該当する。これについては他の特別警報と異なり、県から市町村への通知、市町村から住民等への周知の措置が義務とはなっていない。

(ウ) 緊急地震速報（予報）

最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と推定されたときに、主に高度利用者向けとして伝えられる。

(4) 震度速報

震度3以上を観測した場合に発表する情報。

地震発生後約1分半で、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報。

(5) 地震情報（震源に関する情報）

震度3以上を観測した場合に発表する情報。ただし、津波警報または注意報を発表した場合は発表しない。

「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。

(6) 地震情報（震源・震度に関する情報）

震度3以上を観測、津波警報・注意報を発表または若干の海面変動が予想される、緊急地震速報（警報）を発表のいずれかに該当する場合に発表する情報。

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。

震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。

(7) 地震情報（その他の情報）

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

(8) 地震情報（各地の震度に関する情報）

震度1以上を観測した場合に発表する情報。

震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。

震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。

※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。

(9) 地震情報（推計震度分布図）

震度5弱以上を観測した場合に発表する情報。観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

(10) 長周期地震動に関する観測情報

震度3以上を観測した場合に発表する情報。

高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表。

6 情報通信手段の確保

防災関係機関は、災害発生後、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を速やかに行うものとする。また、支障が生じた施設が復旧されるまでの間は、航空機、無人航空機等による目視・撮影、衛星携帯電話、トランシーバー等の各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

(1) 災害情報の共有ならびに通信手段確保のため町同報系防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図る。

(2) 災害情報の共有ならびに通信手段確保のため消防団無線、衛星携帯電話等各種移動無線通信機器の活用を図る。

(3) 必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用方法
第2節	非常参集職員の活動	第2章 33	<p>「風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に

第3節 広域相互応援活動

第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害の状況から、被災市町村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。

なお、本町が被災した場合にあっては、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないよう努めるとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、当該市町村の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うものとする。

また、協定先の市町村等が被災した場合にあっては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断するものとする。

職員を派遣する際は、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

第2 主な活動

- 1 被害の規模及び状況に応じ、広域受援計画に基づき速やかに応援を要請する。
- 2 応援を要請したときは、円滑な受入れ体制を確立する。
- 3 他市町村の災害を把握した時は、速やかな応援体制を整える。

第3 活動の内容

1 応援要請

(1) 基本方針

本町が被災した時は、被害状況等の情報収集を早急に行い、他の地方公共団体や県等に対して応援要請を行う必要性の有無を速やかに判断するとともに、必要があると認めた場合は、直ちに応援要請、先遣隊の受入等を行い、効果的な応急措置が実施できる体制の確立を図る。

(2) 実施計画

ア 消防に関する応援要請

(ア) 県内市町村に対する応援要請

町長は、北アルプス広域消防本部と協議のうえ、災害等の非常事態において、災害の規模及び被害状況等から自らの消防力のみでは対処できない場合、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、近隣市町村等に応援を求めることがより効果的であると認められる場合は、県消防相互応援協定に基づき、速やかに他の市町村長に対し、応援を要請するものとし、その旨を知事（北アルプス地域振興局経由）に連絡する。

(イ) 他都道府県への応援要請

町長は、前項の場合における相互応援協定に基づく県内他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認めるときは、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事（北アルプス地域振興局経由）に要請する。

- a 緊急消防援助隊
- b 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター
- c その他、他都道府県からの消防隊

イ 消防以外に関する応援要請

(ア) 他市町村に対する応援要請

a 県内

町長は、大規模地震災害等の非常事態において、災害の規模及び被害状況等から、自らの人員、物資、資機材等のみでは対処できない場合、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を求める方がより効果的であると認める場合は、締結されている長野県相互応援協定に基づき、速やかにブロック代表市町村の長等に対して応援を要請するものとし、その旨を知事（北アルプス地域振興局経由）に連絡する。

この場合、当該代表市町村（代表市町村が被災した場合は、あらかじめ決められたブロック内の他の市町村）は被災市町村に対し先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断する。

なお、震度6強以上の地震が観測された市町村へは、要請を待たず自主的にブロック代表市町村が先遣隊を派遣する。

また、被災した市町村は、先遣隊に対し必要な情報を提供する。

ただし、ブロックを構成する市町村の大半が被災し、当該ブロック内から先遣隊の派遣をおこなうことができない場合は、長野県市町村災害時相互応援協定に定められた応援ブロックから先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断するものとする。

b 相互応援協定市町村

町長は、前項の場合における相互応援協定に基づく他市町村からの応援を受けても十分な応急措置が実施できないと認めるときは、締結さ

れている相互応援協定に基づき、それぞれの市町村長へ応援を要請するものとし、その旨を知事（北アルプス地域振興局経由）に連絡する。

d 県外

町長は、前2項の場合における相互応援協定に基づく他市町村からの応援を受けても十分な応急措置が実施できないと認められるときは、協定締結外の市町村長に対し、次に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第67条の規定に基づき、応援を要請するものとし、その旨を知事（北アルプス地域振興局経由）に連絡する。

〈応援の要請事項〉

- 応援を求める理由及び災害の状況
- 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
- 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
- その他必要な事項

(イ) 県に対する応援要請等

町長は、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、知事等に対し、前項に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第68条の規定に基づき応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

(ウ) 指定地方行政機関等に対する職員の派遣要請等

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により職員派遣の要請、又は斡旋を求める。

2 受援体制の整備

(1) 基本方針

他の市町村等から応援を受ける場合において、町、県、公共機関及びその他事業者（以下「応援側」という。）と協力して円滑かつ効果的な応急措置を実施するためには、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）の円滑な受入体制の整備が重要になる。

(2) 実施計画

円滑な受入れ体制の整備のため、あらかじめ応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、受援計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等による他からの応援により確保する方法を検討する。

また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等の応援活動に必要な基本的事項を検討のうえ整備する。

3 応援体制の整備

(1) 基本方針

ア 相互応援協定に基づく迅速な応援

応援活動は、被災した他の市町村等が必要とする応急措置等を、迅速かつ的確に行うことが重要となることから、町では災害の発生を認知したときは、締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は早急に出動する必要がある。

イ 要請を待たない自主的出動等

通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる時は、要請を待たず自主的に出動等をする必要がある。

この場合、相互応援協定等により先遣隊を派遣し、情報収集等を行う。

(2) 実施計画

ア 情報収集及び応援体制の確立

応援側は、災害時は、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請側から要請を受けた場合は、直ちに出動する。

イ 指揮

応援側は要請側の指揮の下で、緊密な連携を図りつつ応援活動を実施する。

ウ 自給自足（自己完結型）

応援側は要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合を想定した職員等の交替について留意する。

エ 自主的活動

通信の途絶等により、要請がなく、かつ連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

4 経費の負担

- (1) 他の市町村、県及び国等から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は法、協定等に定める方法による。（災害対策基本法施行令第18条）
- (2) 前項以外の応援に要した経費は、法令その他特別の定めがある場合を除き、締結された相互応援協定に定められている方法による。

第4 他の都道府県等への応援

1 長野県合同災害支援チームとして実施する対策

町及び県は、長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定に基づき、長野県外で大規模な災害が発生した場合、被災した県外地方自治体に対し、一体となつて的確な支援を行う。

(1) 主な支援内容

- ア 被災県等への職員の派遣及び物資の提供
- イ 被災者の受入れ及び施設の提供
 - (ア) 町内医療機関での傷病者の受入れ
 - (イ) 町内での避難所、応急仮設住宅等の提供
- ウ その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援

広域相互応援体制図

長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統→風水害対策編第2章災害
応急対策計画参照 52 ページ

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用方法
第4節	ヘリコプターの運用計画	第2章 54	<p>「風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に
第5節	自衛隊の災害派遣	第2章 59	
第6節	救助・救急・医療活動	第2章 61	

第7節 消防・水防活動

第1 基本方針

大規模地震等発生時においては、建築物の倒壊等の直接的な被害とともに、二次的に発生し、多くの人的、物的被害を及ぼす同時多発火災に対する初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに当該地震により、堤防その他の施設が損壊し、浸水等の被害が発生し又は発生するおそれがある場合における水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力又は水防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、消防相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

第2 主な活動

- 1 火災による被害の拡大を防止するため、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・応急活動等の消防活動を行う。
- 2 堤防その他、施設の損壊による洪水等による水害を防止するため、監視・警戒及び水防作業等の水防活動を行う。

第3 活動の内容

1 消防活動

(1) 基本方針

大規模災害発生時においては、火災による被害の拡大防止を図る必要があり、町民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、火災が発生した場合、消防機関は、関係機関及び自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請し、延焼の拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行う。

(2) 実施計画

ア 消火活動関係

(ア) 出火防止及び初期消火

町民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底について広報を行う。

(イ) 情報収集及び効率的な部隊配置

町内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び警察署、道路管理者との連携や、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。

特に、大規模な火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防御計画等に基づき、重要防御地域等の優先等により、消防力の効率的運用を図る。

また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

(ウ) 応援要請等

a 町長は、速やかに被害状況を把握し、被害の状況から自らの消防力だけでは対処できないとき、又は対処できないと判断するときは、北アルプス広域連合長に要請し、長野県消防相互応援協定に基づき他の市町村長に対して応援を求める。

b 町長は、被害の状況から長野県消防相互応援協定に基づく応援体制によっても対処できないとき、又は対処できないと判断する等、緊急の必要があると認められ、他都道府県の応援を求めるときは、広域連合長と調整し、知事に対して次に掲げる事項について口頭又は電話等により要請するものとし、事後において速やかに文書を提出する。

- 被害の状況
- 必要とする車両及び人員等
- 応援場所、集結場所及び経路
- 連絡調整担当者

c 町長は、ヘリコプターの応援要請を求めようとするときは、本章第4節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

イ 救助・救急活動関係

大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されることから、町民、自主防災組織等の協力及び警察署、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

なお、本項については、本章第6節「救助・救急・医療活動」に定める。

ウ 町民、事業所及び自主防災組織等が実施する計画

(ア) 出火防止、初期消火活動等

町民等は、地震発生時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生の原因となる火気器具等の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力を努める。

また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努める。

なお、町民等は、避難の際に電源についてブレーカーの遮断を行い、電気器具等からの出火防止を図る。

(イ) 救助・救急活動

住民同士等により、自発的に負傷者の救助・救護活動を行うとともに、（共助）消防機関等に協力する。特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救護活動は、人命救助の上から重要となるため、積極的に行うよう努める。

2 水防活動

(1) 基本方針

大規模地震発生時において、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等により水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒するとともに、防御し、また、これによる被害を軽減するため、水防体制を確立して、状況を的確に判断し、円滑な水防活動を実施する。

(2) 実施計画

ア 監視・警戒活動

水防管理者（町長）は、地震発生後、その管轄する水防区域において、ダム、河川、ため池等の護岸、堤防等の巡視を行い、早期に損壊箇所及び危険箇所等を把握し、必要な応急措置を講ずる。

イ 通報・連絡

水防管理者（町長）は、監視・警戒活動によって損壊箇所又は危険箇所等を発見したときは、直ちに次の管理者等に通報するとともに、水防活動に必要な人員及び資機材を確保する。

- 大町建設事務所
- 氾濫等の恐れのある下流域の隣接市町村

ウ 水防活動の実施

水防管理者（町長）は、損壊箇所及び危険箇所等に対して、できる限り氾濫等による被害が拡大しないよう、応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、迅速かつ適切な水防活動を実施する。

また、重機による水防活動が必要な場合においては、必要に応じて民間業者等の協力を得る。

エ 水防資機材の借用

水防管理者（町長）は、水防活動中、資機材に不足が生じた場合は、あらかじめ定めた水防倉庫等から資機材を調達する。なお、調達ができないときは県又は民間業者等から借用する。

オ 高齢者等避難、避難指示

町長は、河川の氾濫等により人命への危険が切迫、又は危険が予想される場合は、高齢者等避難、避難指示を速やかに町民に対して実施する。

カ 応援による水防活動の実施

- (ア) 町長（水防管理者）は、速やかに被害状況等を把握し、これらの状況から水防活動に関して自らの水防力のみでは対処できない場合、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、締結されている相互応援協定に基づき、他の市町村長に対して応援を要請する。
- (イ) 町長（水防管理者）は、他の市町村からの応援によっても対処できない場合、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認め、県又は他の都道府県の応援を求めるときは、知事に対して次に掲げる事項について、口頭又は電話等により応援要請をするものとし、事後において速やかに文書を提出する。
- 被害の状況
 - 必要とする資機材及び人員等
 - 連絡場所、集結場所及び経路
 - 連絡調整担当者
 - その他必要な事項
- (ウ) 町長（水防管理者）は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第4節「ヘリコプターの運用」により要請する。
- (エ) 町長は、自衛隊の派遣を求めようとするときは、本章第5節「自衛隊災害派遣活動」により派遣を求める。
- (オ) 町長は、他の地方公共団体の応援を要請するときは、必要とする資機材、ヘリポート等、応援活動上必要となる施設・設備等について必要に応じて確保する。
- また、待機場所の確保、食糧の供給等、後方支援についても、必要に応じて応援側の到着までに整える。
- (カ) 町長は、他の水防管理者から応援を求められたときは、できる限りその求めに応じるものとし、速やかに応援体制をとる。その際、応援職員等は必要に応じて、被災地到着後72時間は自給自足のできる体制をとる。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用方法
第8節	要配慮者に対する応急活動	第2章 69	「風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に
第9節	緊急輸送活動	第2章 72	

第10節 障害物の処理活動

第1 基本方針

発災後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始する必要があることから、これら活動を阻害する道路上の放置車両や立ち往生車両、被災車両及び倒壊物件等による交通障害物を直ちに除去し、作業車両、救援車両の交通路を優先して確保しなければならない。

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。

また、障害物の集積、処分にあたっては、集積場所の確保に加え、複雑な所有・権利関係を考慮に入れ、速やかな物件の集積、処分ができるよう措置する必要がある。

第2 主な活動

- 1 障害物の除去処理については、関係機関との連携のもと、原則として障害となっている物件所有者又は管理者が行う。
- 2 除去障害物の集積、処分については、原則として除去障害物の所有者又は管理者が集積場所を事前に選定・確保するとともに、速やかな処分を行う。

第3 活動の内容

1 障害物除去処理

(1) 基本方針

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の交通路を優先して確保するため、障害物の権利関係に留意しつつ、緊急輸送路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去する。

(2) 実施計画

ア 障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後に支障が生じないように配慮して行う。

イ 放置車両等の移動等

(ア) 町管理の道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

(イ) 運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

ウ 応援協力体制

(ア) 町内に所在する関係機関から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。

(イ) 町のみで実施することが困難な時は、県等に応援・協力を要請する。

2 除去障害物の集積、処分方法

(1) 基本方針

障害物の集積、処分は、その障害物の所有者又は管理者が行うものであるが、一時的に多量に出る障害物が二次災害の原因となる等の事後、支障が生じないように、集積場所を確保するとともに、障害物の権利関係を事前又は発災後直ちに確認し、速やかに物件の集積、処分を行う。

(2) 実施計画

ア 障害物の集積、処分の方法

(ア) 自らの組織、要員、資機材を用い、又は建設業者等の協力を得て、速やかに行う。

(イ) 集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後に支障が生じないように配慮して行う。

イ 必要な資機材等の整備

(ア) 資機材及び要員の調達、提供にあたっては、建設業協会等との協定に基づき確保する。

(イ) 建設業協会等との協定に基づき調達された資機材等の集積場所又は要員の集合場所は、集積又は処分作業現場等とする。

ウ 障害物の集積場所

集積場所は、それぞれの実施者が判断するものとするが、概ね次の場所において保管・処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ場所を選定する。

(ア) 保管するものについては、その保管する障害物に対応する適切な場所

(イ) 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適切な場所

(ウ) 障害物が二次災害の原因になる恐れのない場所

(エ) 広域避難場所として指定された場所以外の場所

エ 応援協力体制

(ア) 町内に所在する各関係機関等から集積、処分について応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。

(イ) 町のみでの実施が困難なときは、県等に応援・協力を要請する。

第11節 避難受入れ及び情報提供活動

第1 基本方針

地震時においては、建築物の破損、火災、崖崩れ等が予想され、町民の身体生命に大きな被害を及ぼす恐れがあるので、避難に係る的確な応急対策は、第1時的実施責任者である町長が中心に計画作成をしておくものとする。

その際、要配慮者についても十分配慮するものとする。

特に、町内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害危険箇所内に所在しているため高齢者等避難の情報提供や、避難指示、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施に当たっては、これらの施設に十分配慮する。

第2 主な活動

- 1 高齢者等避難の情報提供、避難指示は適切に行い、速やかにその内容を町民全体に周知する。
- 2 必要に応じて警戒区域の設定を行う。
- 3 避難誘導にあたっては要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。
- 4 避難者のために指定避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。
- 5 町及び県は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。
- 6 町及び県は、速やかに住宅の確保等を行う。
- 7 町、県及び関係機関は、被災者等へ的確な情報提供を行う。

第3 活動の内容

1 避難指示

(1) 基本方針

地震に伴う災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、町民に対して避難指示を行う。避難指示を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図り、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努める。また、避難指示を行った場合は、速やかにその内容を町民に周知するものとする。

(2) 実施計画

ア 実施機関

実施事項	機関等	根拠	対象災害
避難指示	町長	災害対策基本法第60条	災害全般
	水防管理者	水防法第29条	洪水
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般
	自衛官	自衛隊法第94条	災害全般
指定避難所の開設、受入	町長		

知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における町長の事務を、町長に代わって行う。

イ 避難指示の意味

災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において町長から必要と認める居住者等に対し発令される情報。居住者は危険な場所から全員避難する必要がある。とるべき避難行動は「立退き避難」を基本とし、洪水等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるかを確認したうえで、居住者自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。

ウ 避難指示の報告、通知等

(ア) 町長及び消防機関の長の行う措置

a 避難指示

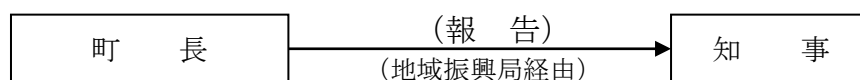
災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向又は指定緊急避難場所を示し、早期に避難指示を行うものとする。

なお、避難時における周囲の状況等により、屋内に留まること等が安全な場合には、屋内での安全を確保する措置を講ずるよう、地域の居住者等に対して指示する。

なお、災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

- (a) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域
- (b) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
- (c) 避難路の断たれる危険のある地域
- (d) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
- (e) 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

b 報告（災害対策基本法第60条等）



(報告様式は、本章第1節「災害情報の収集・連絡活動」参照)

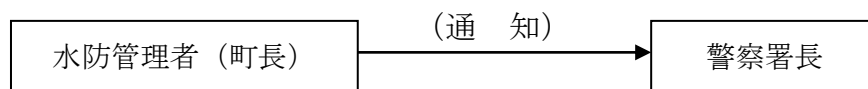
※ 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

(イ) 水防管理者の行う措置

a 指示

水防管理者は、洪水のはん濫により危険が切迫していると認めたとときは、その地域内の居住者に対し、避難のため立ち退きを指示する。

b 通知（水防法第29条）



エ 避難指示の時期

地震災害時の火災の拡大延焼、ガス等の流出拡散、崖崩れ等により広域的人命の危険が予測されるとき、その他町民の生命及び身体を災害から保護するため必要とするときに発する。

なお、避難指示を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。

オ 避難指示の内容

避難指示を行うに際して、次の事項を明確にする。

- (ア) 発令者
- (イ) 発令日時
- (ウ) 避難情報の種類
- (エ) 対象地域及び対象者
- (オ) 緊急避難場所
- (カ) 避難の時期・時間
- (キ) 避難すべき理由
- (ク) 住民のとるべき行動や注意事項
- (ケ) 避難の経路又は通行できない経路
- (コ) 危険の度合い

カ 町民への周知

- (ア) 避難指示を行った者は、速やかにその内容を町防災行政無線、広報車等あらゆる広報手段を通じ、又は直接町民に対し周知する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。

特に、避難行動要支援者については、個々の状況に配慮した方法により、確実に伝達する。

- (イ) 町長は、他の指示者と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。
- (ウ) 町長は、災害による危険区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等による周知方法を定め、あらかじめ周知しておく。
- (エ) 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、町長は県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。

県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険区域の町民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

- (オ) 町及び県は、関係事業者の協力を得つつ、同報系防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化、多様化を図る。
- (カ) 高齢者等避難、避難指示をはじめとする災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、町民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。

キ 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

災害発生後直ちに、必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用し、民生児童委員、自治会、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の避難支援をするとともに、安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

ク 町有施設における避難活動

災害発生時においては、火災、ガス管の破損等により、利用者及び職員に被害を及ぼす恐れがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行うとともに、要配慮者に十分配慮する。

- (ア) 施設の管理者は、災害時において利用者に危険があると予想される場合又は利用者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。
- (イ) 避難指示は、速やかに内容を庁内放送、自衛消防隊員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

2 警戒区域の設定

(1) 基本方針

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

(2) 実施計画

ア 実施者

- (ア) 町長、町職員（災害対策基本法第 63 条）
- (イ) 水防団長、水防団員、消防職員等（水防法第 21 条）
- (ウ) 消防吏員、消防団員（消防法第 28 条）

- (エ) 警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合）
 - (オ) 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項一町長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る。）
- イ 警戒区域設定の内容
- 警戒区域を設定するときは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入を制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、次の3点である。
- (ア) 避難の指示が对人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて立入制限、禁止及び退去命令により、その地域の住民の保護を図ろうとするもの。
 - (イ) 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行われる場合が多い。
 - (ウ) 避難の指示については、その罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。
- ウ 警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様、関係機関及び町民にその内容を周知する。
- エ 上記(2)ア(オ)の自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を町長に通知する。

3 避難誘導活動

(1) 基本方針

避難指示を行った者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮する。

(2) 実施計画

ア 上記1(2)アの実施機関が実施する対策

(ア) 誘導の優先順位

高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者等、避難行動要支援者を優先する。

(イ) 誘導の方法

- a 誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示する。
- b 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生の恐れのある場所を避け、安全な経路を選定する。
- c 危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。
- d 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し安全を期する。
- e 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

- f 高齢者、障がい者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、町が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送する。
また、町民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。
- g 避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、避難支援等に携わる関係者の協力を得て行う。
- h 災害地が広範囲で大規模な避難のため移送を必要とし、町において処置できないときは、北アルプス地域振興局を經由して県へ応援を要請する。また、状況によっては、直接他の市町村、警察署等と連携して実施する。
- i 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器等の照明具を最大限活用、安全の確保に配慮する。
- j 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

(ウ) 避難時の携帯品

避難誘導をする者は、避難立ち退きにあたって、必要に応じ携帯品を最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。

イ 町民が実施する対策

(ア) 要避難地区で避難を要する場合

避難誘導員の指示に従い、電源のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等の出火防止措置を講じた後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。この場合、携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。

(イ) 任意避難地区で避難を要する場合

災害が拡大し危険が予想されるときは、(ア)同様出火防止措置をとった後、互いに協力して安全な場所へ自主的に避難する。この場合、携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。

4 避難所の開設、運営

(1) 基本方針

町は、受入れを必要とする被災者の救出のために指定避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置をとる。

(2) 実施計画

ア 災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あら

かじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

イ 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

ウ 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

エ 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

オ 避難所を開設したときは、町長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。

カ 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について、以下の者の協力が得られるように努めるものとする。

(ア) 避難者

(イ) 町民

(ウ) 自主防災組織

(エ) 他の地方公共団体

(オ) ボランティア

(カ) 避難所運営について専門性を有したNPO等の外部支援者

キ 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

ク 避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている避難者等に係る情報の把握に努めるものとする。

ケ 避難が長期にわたる場合、必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。

コ 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。

また、避難の長期化等に応じて、プライバシーの確保状況、エアベッド等、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努めるものとする。また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物の

ためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるものとする。

サ 指定避難所における感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、感染対策上の必要がある場合には、避難所の専用スペース等での受け入れを適切に行うものとする。

シ 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。

ス 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

セ 災害の規模、避難者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促す。

ソ 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、町民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。

(ア) スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行うものとする。

(イ) 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。

(ウ) 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供を開始できるように努めるものとする。

a 介護職員等の派遣

b 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施

c 病院や社会福祉施設等への受入れ

(エ) 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

- (オ) 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。
- タ 指定避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、町において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼するものとする。
- チ 保育園、小・中学校における対策
- (ア) 町教育委員会及び学校長は、県が実施する対策の例（ア（エ）参照）に準じて、町の地域防災計画を踏まえ、適切な対策を行うものとする。
- (イ) 保育園、小・中学校が避難所となった場合、学校等の長はできるだけ速やかに学校等を開放する。そのため、夜間や休日等の災害の発生に備え、あらかじめ開錠の方法や教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底する。また、学校等としての教育機能維持の観点から、避難所として使用させる場所について、あらかじめ優先順位等を決める。
- (ウ) 学校等の長は、避難所の運営について、町の災害対策担当者(住民支援部教育班)が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確に定め、避難者の収容、保護に努める。
- (エ) 児童・生徒等が在校時に災害が発生し、小・中学校等が地域の避難所となった場合、学校等の長は児童・生徒等と避難者との間の混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期すとともに、避難者と児童・生徒等の避難場所に区分を設ける。
- ツ 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- テ やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- ト 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるものとする。
- ナ 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。
- ニ 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。
- ヌ 町民が実施する対策

指定避難所の管理運営については、町長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努めるものとする。

5 広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動

(1) 基本方針

広域避難及び広域一時滞在については、町、県及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。

(2) 実施計画

ア 広域避難の対応

(ア) 協議等

災害の予測規模、避難者数にかんがみ、市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。なお、広域避難に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

(イ) 実施

あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

(ウ) 避難者への情報提供

避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。

イ 広域一時滞在の対応

(ア) 協議等

被災市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。なお、広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

(イ) 広域的避難収容活動の実施

政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

6 住宅の確保

(1) 基本方針

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた町民に対して、早期に生活基盤が安定するよう町及び県は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅又は住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が住宅の提供を行うが、適用されない場合は必要に応じて町が住宅の提供を行う。

(2) 実施計画

ア 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供する。

イ 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げや、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。

ウ 災害救助法が適用された場合、県に対し災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。

(ア) 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とする。

(イ) 応急仮設住宅の建設のため、町公有地又は私有地を提供する。

(ウ) 被災者の状況を調査し、入居者の決定に協力する。

(エ) 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。

エ 利用可能な民間賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。

オ 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等を把握し、被災市町村に情報を提供する。

カ 応急仮設住宅の運営管理にあたっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するため、心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、運営に女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて家庭動物の受入れについても配慮する。

7 被災者等への的確な情報伝達

(1) 基本方針

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するよう努める。

(2) 実施計画

ア 町は半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、

- 避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努めるものとする。
- イ 町自らの調査では避難先が把握出来ない場合は、民生児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努めるものとする。
- ウ 町及び県は、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、安否情報、二次災害の危険性に関する情報、ライフラインや交通施設等の復旧情報、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。
- エ 町及び県は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。
特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については、チラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。
- オ 町及び県は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- カ 町及び県は、被災者の安否について町民等から照会があったときは、被災者等の権利や利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用方法
第12節	孤立地域対策活動	第2章 91	<p>「風災害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に
第13節	食料品等の調達供給活動	第2章 94	
第14節	飲料水の調達供給活動	第2章 96	
第15節	生活必需品の調達供給活動	第2章 98	
第16節	保健衛生、感染症予防活動	第2章 100	
第17節	遺体の捜索及び 対策等の活動	第2章 103	
第18節	廃棄物の処理活動	第2章 105	
第19節	社会秩序の維持、物価安定等 に関する活動	第2章 107	
第20節	危険物施設等応急活動	第2章 109	
第21節	電気施設応急活動	第2章 115	
第22節	上水道施設応急活動	第2章 117	
第23節	下水道施設応急活動	第2章 118	
第24節	通信・放送施設応急活動	第2章 120	
第25節	災害広報活動	第2章 121	

第26節 土砂災害等応急活動

第1 基本方針

地震により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

第2 主な活動

被災状況、土砂災害等の規模を早急に調査し、崩壊、地すべり、土石流等、事象ごとに今後想定される状況等の情報を提供し、応急工事を進める。

第3 活動の内容

1 大規模土砂災害対策

(1) 基本方針

大規模な土砂災害が急迫する状況においては、県等から提供される被害の想定される区域、時期等の情報を収集し、適切に町民に対し避難指示等を行う。

(2) 実施計画

ア 警戒避難情報を町民に提供し、適時適切に避難指示等の措置を講じるものとする。

イ 町民が実施する対策として、警戒避難情報等に注意を払い、避難指示等が出された場合は迅速に従うものとする。

ウ 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する

エ 災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

オ 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。

2 地すべり等応急対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに、被害を最小限にとどめるため応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア 警戒避難情報を町民に提供し、必要に応じて避難指示等の措置を講じるものとする。

イ 地すべり被害拡大を防止するため、排土、雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。

ウ 町民が実施する対策として、警戒避難情報等に注意を払い、高齢者等避難、避難指示等が出された場合は迅速に従うものとする。

エ 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

オ 災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。

3 土石流対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに、被害を最小限にとどめるため応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア 警戒避難情報を町民に提供し、必要に応じて避難指示等の措置を講ずる。

イ 町民が実施する対策として、警戒避難情報等に注意を払い避難指示等が出された場合は迅速に従う。

ウ 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

エ 災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

4 がけ崩れ応急対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに、被害を最小限に留めるため応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア 警戒避難情報を町民に提供し、必要に応じて避難指示等の措置を講ずる。

イ 崩壊被害の拡大を防止するため、雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。

ウ 町民が実施する対策として、警戒避難情報等に注意を払い避難指示等が出された場合は迅速に従う。

エ 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

オ 災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

第27節 建築物災害応急活動

第1 基本方針

地震により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するため避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

第2 主な活動

- 1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。
- 2 文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置を講ずる。

第3 活動の内容

1 建築物

(1) 基本方針

災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとる。また、緊急地震速報を受信した場合は、利用者を適切に誘導するとともに、職員も適切な対応行動をとることにより、被害の軽減を図る。

(2) 実施計画

ア 町が管理、運営する庁舎、社会福祉施設、町営住宅、学校、その他病院等の公共施設においては、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

イ 緊急地震速報を受信した場合は、来庁者に対し、慌てずに、身の安全を確保するよう誘導するとともに、職員も周囲の状況に応じて、身の安全を確保する等必要な措置をとるものとする。

ウ 住宅や宅地が被災した場合、二次災害から町民の安全を確保するため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度の判定を実施する。

また、被害の規模が大きく、町において要員が不足する場合は、県又は近隣市町村に対して応急危険度判定士の派遣要請を行うものとする。

エ 必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅や宅地の応急修繕を推進する。

オ 建築物の所有者等が実施する対策

(ア) 建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

- (イ) 安全性が確認されるまで、建築物及び危険箇所への立入りの規制等を行うとともに、屋根材及び看板等の飛散・落下の恐れのあるものについて必要な措置を講ずる。

2 文化財

(1) 基本方針

文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体を確保するとともに、被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置を講ずる。

(2) 実施計画

- ア 町文化財所管部局は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導するものとする。
- イ 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告するものとする。
- ウ 被災した建造物内の文化財について、所有者や県教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。
- エ 所有者が実施する対策
 - (ア) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行うものとする。
 - (イ) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置をとるものとする。
 - (ウ) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、町文化財所管部局へ報告するとともに、被害の状況に応じ、被害の拡大の防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、町文化財所管部局の指導を受けて実施する。
 - (エ) 被災した建造物内の文化財について、県教育委員会や町文化財所管部局等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用方法
第28節	道路及び橋梁応急活動	第2章 128	「風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。
第29節	河川施設等応急活動	第2章 130	<ul style="list-style-type: none"> ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に

第30節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

(建設水道課)

第1 基本方針

地震発生時に、被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要である。

第2 主な活動

- 1 道路、危険物施設等構造物に係る二次災害防止のための活動を実施する。
- 2 危険物施設等に係る二次災害を防止するため、それぞれの危険物等に応じた活動を行う。
- 3 河川施設の二次災害を防止するための活動を実施し、被害の拡大及び再度災害防止のための活動を行う。
- 4 倒木等の流下による二次災害を防止するとともに、再度、災害発生を防止するための活動を実施する。
- 5 危険箇所の緊急点検等を実施する。

第3 活動の内容

1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策

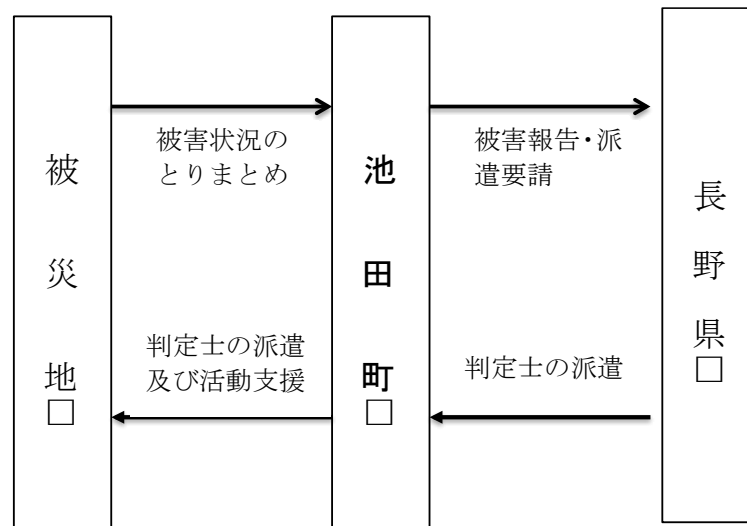
(1) 基本方針

被災した建築物や敷地及び道路・橋梁等の構造物についても余震等による倒壊等の二次災害を防止するための措置を講ずる。

(2) 実施計画

- ア 行政区域内の道路・橋梁の被害や交通状況を速やかに把握するため、パトロール等を実施するとともに、各方面からの情報収集を実施する。
- イ 行政区域内の道路・橋梁の被害について、速やかに県に報告し、関係機関との連携を図り交通規制、応急復旧を行う。
- ウ 復旧活動上重要な道路・橋梁等の障害について、関係機関と連携し、早急に応急復旧を図る。
- エ 危険度判定士が、安全かつ迅速な判定作業が行えるよう次の事項を整備するものとする。
 - (ア) 危険度判定士の派遣要請
 - (イ) 危険度判定を要する建築物や敷地又は地区の選定
 - (ウ) 市町村内の被災地域への派遣手段の確保
 - (エ) 危険度判定士との連絡手段の確保
- オ 町長は、必要に応じ倒壊等の危険のある建築物や敷地について立入禁止等の措置をとるものとする。

カ 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。



2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

ア 危険物関係

地震の発生後、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災による被害から関係者及び町民の安全を確保するため、被害の拡大防止のための活動が必要である。

イ 火薬関係

火薬類取扱施設は、地震による直接的被害よりも地震後の火災による火薬類の誘爆等の二次災害の危険性が高い。

このため、地震災害時には施設の監視、又は火薬類の安全な場所への移送等が重要になる。

ウ 高圧ガス関係

高圧ガス製造施設等は、地震後の火災、爆発、漏洩等により、周辺住民に対して被害を与える恐れがある。

被害を最小限にとどめ、周辺住民、従業員に対する危害防止のため、関係機関は相互に協力し、被害軽減のための活動を行う必要がある。

エ 液化石油ガス関係

地震発生後の二次災害を防止するためには、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を効果的に実施することが重要であり、そのためには、他地区からの応援等も含めた体制が必要である。

オ 毒物劇物関係

毒物及び劇物等を取り扱う者は、毒劇物等保管施設が被害を受け二次災害発生恐れがある場合は、直ちに保健福祉事務所、警察署、消防署等関係機関等に対して通報するとともに、危害防止のため必要な措置をとる。

(2) 実施計画

ア 危険物関係

- (ア) 災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、区域における危険物施設の管理者に対し、製造所等の一時停止等を命ずる。
- (イ) 関係機関と連携して、危険発生し又は発生する恐れがある場合における連絡体制を確立する。
- (ウ) 関係機関と連携して、危険区域住民の避難・誘導を実施するとともに、危険区域への住民、車両の立入りを禁止する。

イ 火薬関係

- (ア) 災害防止のため緊急の必要性があると認められるときは、火薬類取締施設の管理者等に対し、火薬類取扱施設の一時停止を命ずる。
- (イ) 関係機関と連携して、危険区域住民の避難・誘導を実施するとともに危険区域への住民、車両の立入りを禁止する。

ウ 高圧ガス関係

- (ア) 関係機関と連携して、危険区域周辺の災害防止に係る広報を実施する。
- (イ) 警戒区域及び消防警戒区域を設定し、区域内住民の避難・誘導を実施する。

エ 液化石油ガス

周辺住民に対する避難・誘導、広報等の活動を行う。

オ 毒物劇物関係

- (ア) 周辺住民に対する避難・誘導、広報等の活動を行う。
- (イ) 飲料水汚染の恐れがある場合は、水道事業者と連携をとり、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。

3 河川施設の二次災害防止対策

(1) 基本方針

地震発生後の洪水又は、余震等により河川施設等に二次的な災害の発生が考えられる場合は、危険箇所の点検を行い、その結果必要な応急活動を実施する必要がある。

(2) 実施計画

ア 河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中的箇所及び危険箇所を重点的に巡視するとともに、必要に応じ応急復旧を実施する。

イ 巡視結果、危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や町民に周知を図る。

ウ 災害防止のため応急工事を実施する。

- エ 災害発生の恐れがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。
- オ 災害による被害箇所を早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川機能を回復する。
- カ 必要に応じて水防活動を実施するものとする。
- キ 町民が実施する対策として、被害の拡大を防止するため、水防活動に協力する。

4 山腹、斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

地震発生に伴い、地盤に緩みが生じた場合、その後の余震等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生等の危険性があり、これによる二次災害から町民を守るための措置を講ずる。

(2) 実施計画

- ア 緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとるものとする。
- イ 専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じて、町民の避難、応急対策を行う。

第31節 農林水産物災害応急活動

(振興課)

第1 基本方針

被害状況の早期かつ的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培及び管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病害虫や家畜等の伝染性疾病の発生及びまん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行う。

また、被災した農林水産物の生産・流通・加工施設について、速やかに復旧に努める。

第2 主な活動

被害状況の早期・的確な調査を実施し、関係機関・団体等と連携して被害の拡大防止と迅速な復旧に向けて、技術指導等の必要な措置を講ずる。

第3 活動の内容

1 農水産物災害応急対策

(1) 基本方針

被害を受けた作物の技術指導は、町、県及び農業団体等が協力して行うとともに、病害虫、家畜疾病の発生、まん延防止の徹底に努める。

また、被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等について速やかに復旧を進める。

(2) 実施計画

ア 農業農村支援センター、農業協同組合等関係機関と連携をとり、被害状況の早期かつ的確な把握に務め、その結果を農業農村支援センターへ報告する。

イ 農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を農業協同組合等関係機関と連携して、速やかに農業者へ周知徹底する。

ウ 家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のため、被災農家等の状況把握、検査の実施及び消毒等の指導を行う。

エ 被災農家の家畜への飼料供給及び生乳の集送体制を確保するため、国、県及び関係団体との調整を図る。

オ 被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を支援する。

カ 町民が実施する対策

(ア) 町等が行う被害状況調査や、応急復旧対策に協力するとともに、農業協同組合等の指導に基づき、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止対策を実施する。

(イ) 被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進めるものとする。

2 林産物災害応急対策

(1) 基本方針

倒木や損傷した素材、製材品については、二次被害の拡大防止のため速やかに除去するとともに、森林病虫害の発生防除等の徹底に努める。

また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。

(2) 実施計画

ア 被災状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとるものとする。

イ 町民が実施する対策として、町が行う被災状況調査や応急復旧に協力するものとする。

第32節 文教活動

第1 基本方針

保育園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校等」という。）は、多くの幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）を収容する施設であり、災害発生時には、児童生徒等の安全を図るとともに教育を確保する必要がある。

このため、あらかじめ定めた計画に基づき、避難・誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与、就学援助等の措置を講ずる。

第2 主な活動

- 1 児童生徒等に対する安全な避難・誘導、保護者への引渡しを行う。
- 2 被害状況の把握、授業継続のための措置とともに、学校給食を確保する。
- 3 被災した児童生徒等に対する教科書の供与、就学援助を行う。

第3 活動の内容

1 児童生徒等に対する避難誘導

(1) 基本方針

学校等の長は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一とした避難・誘導活動に努める。

(2) 実施計画

学校等の長は、地震発生時、建物、器物などの倒壊、破損、落下による危険を回避し、児童生徒等の心理的動揺を防いで、安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。

ア 指定緊急避難場所への避難誘導

(ア) 被害状況を把握し、適切な緊急避難の指示を与え、児童生徒等を整然と速やかに、校庭など指定した指定緊急避難場所へ誘導する。

(イ) 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたる。

イ 第二次避難場所への避難誘導

(ア) 指定緊急避難場所が危険になった場合は、町長の指定する避難場所施設等、より安全な場所（第二次避難場所）に児童生徒等を誘導する。

(イ) 保護者にはあらかじめ第二次避難場所を周知しておくとともに、学校に連絡員を残すか、避難先を掲示しておく。

(ウ) 第二次避難場所に到着次第、速やかに児童生徒等の避難状況を把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたりるとともに、避

難状況を教育委員会（以下「教委」という）、町及び関係機関に報告又は連絡する。

ウ 児童生徒等の帰宅、引き渡し、保護

(ア) 児童生徒等を帰宅させる場合、道路の状況、交通機関の運行状況、火災や崩落などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、下校の方法を決定する。

(イ) 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。

(ウ) 災害の状況及び児童生徒等の状況により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。

エ 町が実施する対策として、県（教育委員会）が実施する対策に準じて、池田町地域防災計画を踏まえ、適切な対策を行う。

2 応急教育計画

(1) 基本方針

学校においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校施設・設備等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(2) 実施計画

災害時における教育活動に万全を期するため、次の事項に留意し、災害発生時の対応、応急教育に関する対策について適切な措置をとる。

ア 学校施設・設備の確保

(ア) 学校施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立て応急教育を実施する。

(イ) 学校施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業の実施が困難な場合及び避難所として施設を提供するため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の学校施設、その他公共施設の活用を図るため総合的な調整を行う。

イ 教職員の確保

災害により教職員に不足を来し、教育活動の継続に支障が生ずる学校がある場合、教職員を確保し、教育活動を実施する態勢を整える。

ウ 学校給食の確保

学校給食用物資の補給に支障を来するときは、(財)長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供等被災者対策に可能な限り協力する。

エ 学校等における対策

学校等の長は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び次の事項に留意して応急教育の円滑な実施を図る。

(ア) 被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、町、教育委員会又は関係機関等へ報告する。

(イ) 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員等を掌握し、早期に平常の教育に復するよう努め、教職員等に不足を生じたときは、町又は教育委員会と連絡をとり、その確保に努める。

(ウ) 教育活動

- a 災害の状況に応じ、町及び教育委員会と連絡のうえ、臨時休校等適切な措置を講ずる。この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。
- b 被災した児童生徒等を学校に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。
- c 避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め指導を行う。
- d 授業の再開時には、関係者と緊密な連絡のもとに登下校の安全確保に努める。

(エ) 児童生徒等の健康管理

- a 必要に応じ、建物内外の清掃、飲料水の浄化、伝染病の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。
- b 授業再開時には、必要に応じ教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

(オ) 教育施設・設備の確保

- a 学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入禁止等の措置をとる。
- b 施設・設備に被害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。
- c 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の学校施設、その他公共施設の活用を図り授業の実施に努める。

オ 町が実施する対策として、県(教育委員会)が実施する対策の例に準じて、池田町地域防災計画を踏まえ、適切な対策を行う。

3 教科書の供与等

(1) 基本方針

被災した児童生徒等の学習を支援するため、教科書の供与等を行う。

(2) 実施計画

ア 教科書等の供与等

教育委員会は、学校等における教科書等の必要数量を把握し、調達及び配分を行う。なお、調達が困難なときは県教委に調達のあっせんを要請する。

イ 就学援助

教育委員会は、被災した児童生徒等のうち、就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定めその実施に努める。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用方法
第33節	飼養動物の保護対策	第2章 142	<p>「風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に
第34節	ボランティアの受入れ体制	第2章 143	
第35節	義援物資及び義援金の受入れ体制	第2章 146	
第36節	災害救助法の適用	第2章 149	
第37節	観光地の災害応急対策	第2章 151	

第3章 災害復旧計画

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用方法
第1節	復旧・復興の基本方針の決定	第3章 1	<p>「風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に
第2節	迅速な原状復旧の進め方	第3章 2	
第3節	計画的な復興	第3章 5	
第4節	資金計画	第3章 8	
第5節	被災者等の生活再建等の支援	第3章 9	
第6節	被災中小企業等の復興	第3章 14	
第7節	被災した観光地の復興	第3章 15	